

(平成22年10月14日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	52 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	36 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	105 件
国民年金関係	51 件
厚生年金関係	54 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 44 年 3 月まで期間及び 45 年 4 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 9 月から 44 年 3 月まで  
② 昭和 45 年 4 月から同年 8 月まで

私は、20 歳のとき、住み込みで働いていた理容店の店主に勧められて区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、店に来ていた区の集金人に納付していたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人が国民年金の加入を勧められたとする理容店の店主は、昭和 40 年度に加入手続した後、60 歳到達時まで保険料をすべて納付している。

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 44 年 3 月ごろに払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 43 年度の印紙検認記録欄には、20 歳前の部分に斜線が引かれ、当該期間部分に検認印は押されておらず、当時の保険料額が記載されていること、44 年度の印紙検認記録欄には検認印が押され、当初の 44 年 4 月から同年 6 月までの検認日は 44 年 7 月 1 日とされていることから、当該期間の保険料を納付したとすれば、過年度納付であったと考えられること、申立人が国民年金の加入手続をした後、最初に納付したとする金額は、当該期間の保険料額及び初回印紙検認分の 44 年 4 月から同年 6 月までの保険料額を合わせた額におおむね一致していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、5 か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであり、上記の国民年金手帳の昭和 45 年度印紙検認記録欄の当該期間の部分には「充当」と記載されており、当時申立人が居住していた区では、重複収納した保険料を特定の月に充当する場合には、特定月の部分に「充当」と記載することがあるとして

いることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月及び同年5月  
私の母は、平成3年4月に私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成3年4月ごろに払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立人の保険料を納付していたとする母親は、国民年金に任意加入した昭和53年7月から60歳到達時まで保険料をすべて納付していること、母親が保険料を納付していたとする妹は、20歳時からの学生期間の保険料を納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から8年3月まで

私の母は、平成8年ごろに市役所から送られてきた納付書で、6年8月から私が大学を卒業する9年3月までの私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成8年7月時点で、申立期間は保険料を過年度納付することが可能な期間である。

また、申立人の母親は、送付された納付書に記載されている納付期限に間に合うように申立期間の保険料を納付したと説明しており、申立期間直前の平成7年2月の保険料が過年度納付された9年2月時点及び申立期間直後の8年4月から同年7月までの保険料が現年度納付された8年9月時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能である上、母親は一度だけ10万円以上の金額をまとめて納付したと説明しており、オンライン記録によると、母親が保険料を納付したとする申立期間前後の申立人の学生期間において、10万円以上の保険料が一括納付された記録は無く、当該金額は申立期間に係る保険料を納付した際の金額であると考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月から58年12月まで

私は、父に勧められ昭和51年8月に区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間のうち、一部が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、残りの期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和58年10月から同年12月までの期間については、3か月と短期間であり、申立人が所持する年金手帳により、同年10月に国民年金に任意加入していることが確認できる上、当該期間直後から平成元年6月に第3号被保険者となるまでの期間の国民年金保険料をすべて納付しており、当該第3号被保険者期間においても3年7月に還付決議されるまでは元年6月から3年4月までの保険料も納付していたことを踏まえると、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和51年8月から58年9月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は当該期間当初に年金手帳を受け取った記憶、並びに保険料の納付方法及び納付額の記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和58年10月時点で、当該期間のうち一部の保険料を過年度納付することは可能であるものの、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、上記任意加入手続時に発行された年金手帳及び厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無いと説明するなど、当該期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も

見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの期間及び48年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで  
② 昭和48年7月から49年3月まで

私の妻は、私と同居の家族の国民年金保険料を金融機関か区役所で納付してくれていた。また、申立期間②の保険料を納付した際に発行された領収証書を所持しているが、区役所職員の記載誤りにより私の領収証書と認められなかった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間①及び②はそれぞれ3か月及び9か月と短期間であり、前後の保険料も納付済みである。

また、申立期間②については、申立人は、申立人が居住する区の昭和49年2月20日の領収印があり、申立人の氏名が記載された申立期間②の保険料に係る領収証書を所持しているものの、申立人が居住する区を管轄する社会保険事務所（当時）は、当該領収証書の記号番号欄に、申立期間当時に申立人と同居していた申立人の義父の国民年金手帳の記号番号が記載されていることから、当該領収証書を義父の領収証書と判断している。

しかしながら、当該領収証書には、申立人の氏名が記載されており、申立人は自身の領収証書と認識してこれまで保有していること、申立人の義父母の特殊台帳によると、義父母は申立期間②を除き昭和40年4月から50年3月までの保険料について特例納付を含めてすべて同時期に納付していることが確認でき、申立人の妻も、「父母は保険料をいつも一諸に納付していた」と説明していることから、申立期間②の保険料についても、義父母は同時期に納付していたと考えるのが自然であることなどから、義母の保険料納付日である49年8月と納付時期が異なる当該領収証書については、妻が申立人の当該期

間の保険料を納付した際に交付された領収証書であると推認するのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年7月から44年3月まで  
私は、昭和49年の春ころに夫とともに区役所で国民年金の加入手続を行った後、夫婦同様に国民年金保険料の特例納付及び過年度納付を行った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、第2回特例納付実施期間中の昭和49年6月に夫婦連番で払い出されており、申立人及びその夫は、47年10月以降国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は、申立期間の自身の保険料を第2回特例納付により保険料を納付していることが確認でき、夫は厚生年金保険加入期間があることから、当該特例納付をしなくとも昭和47年10月から60歳到達時まで保険料を納付すれば年金の受給資格期間を満たす状況にあり、年金を満額に近付けるために特例納付したものと考えられ、申立人も夫と同様に47年10月から60歳到達時まで保険料を納付すれば受給資格期間を満たす状況にあったことなど、夫婦で同一の期間を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から61年3月まで  
私は、国民年金に加入して以降、結婚後も引き続き国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年1月から同年12月までの期間については、申立人は、当該期間当初の同年1月に転居しているが、申立人が所持する年金手帳には同年2月に住所変更処理が行われた記載があることから、当該転居先住所に居住していた間は申立人に納付書が送付されていたと考えられること、当該期間直前の期間の保険料は未納とされていたが、申立人が所持する国民年金手帳の検認記録欄に検認印があることから、平成22年2月24日に納付済みに記録訂正されており、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況が見られることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和49年1月から61年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当時の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、当該期間中に3回転居しているが、年金手帳にはこれらの住所変更に係る記載が無く、57年12月14日現在で作成された年度別納付状況リストにおいては、申立人は不在者として取り扱われていることから、当該期間当時、申立人に納付書の送付は行われなかったと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から同年5月まで  
② 昭和38年6月から43年12月まで  
③ 昭和44年1月から48年3月まで  
④ 昭和52年4月から53年3月まで

私の婚姻前の国民年金保険料は、父親から納付していたと聞いた。また、婚姻後の期間は、夫から夫婦二人分の保険料を納付していたと聞いていた。申立期間②が国民年金に未加入で、申立期間①から④までの保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④については、当該期間は12か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、当該期間直後の昭和53年4月から平成10年6月までの保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び③については、申立人の父親及び夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親及び夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立期間②は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者期間であるため国民年金の任意加入適用期間となるが、申立人が任意加入していた記録は見当たらず、国民年金に未加入の期間と記録されているため、保険料を納付することができない期間である。さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年1月に払い出されており、申立人は当該期間当時にこの手帳以外に別の手帳を所持していた記憶が曖昧であるなど、当該期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が見

当たらず、申立人の父親及び夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる  
周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年  
4月から 53 年 3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から49年3月まで  
② 昭和52年4月から53年3月まで

私は、国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は12か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、当該期間直後の昭和53年4月から平成6年8月までの保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、死亡した申立人に代わって申立てを行っている申立人の妻は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人は、昭和55年6月に第3回特例納付を利用して4か月分の保険料を納付したことがオンライン記録で確認できるが、申立人は、60歳到達時まで保険料を納付すれば年金受給資格期間を6か月超える納付月数となることから、受給資格期間を満たすために必要な納付月数を考慮して特例納付を行ったものと考えられるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年12月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年12月から7年3月まで  
② 平成9年9月から10年1月まで

申立期間①については、母親が私の国民年金の加入手続を行い、私が短期大学生であった期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②については、私が再加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間は4か月と短期間であり、申立人の国民年金保険料と同じく、申立人の母親が納付していたとする申立人の兄及び妹の20歳到達月から専門学校又は短期大学を卒業するまでの保険料はいずれも納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の再加入手続及び保険料の納付額及び納付場所に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年12月から7年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月から平成元年 2 月まで

私の父は、時期は定かでないが区役所に行った時に、私が国民年金に加入していないことを知り、加入手続をしてくれた。その後は、私が加入後の国民年金保険料と 2 年分ぐらいの未納保険料を一緒に毎月金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から平成元年 2 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 63 年 2 月ごろに払い出されていることから当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立人は、現年度納付書は厚い用紙で保険料を毎月納付すると納付書の裏面に領収印を押してくれたと具体的に説明しており、その内容は当時の現年度納付書の特徴と一致していること、申立人が納付したとする金額は当時の保険料額とおおむね一致していることのほか、申立人は、当該期間中に厚生年金保険未適用の会社に勤務していたことから保険料を納付する資力はあったものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 56 年 2 月から 62 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の始期を 56 年 2 月からとした理由について、社会保険事務所（当時）に自身の国民年金の納付記録について照会したところ 56 年 2 月から国民年金に加入していると言われたためと説明していたが、当方から国民年金手帳の記号番号の払い出しは 63 年 2 月ごろであると説明したところ、20 歳から保険料を納付したのは思い違いであると説明している。また、申立人は、2 年分の未納保険料は現年度の保険料と一緒に納付したと説明しているが、保険料の納付時期及びさかのぼって納付

した保険料額の記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であるほか、申立人は、申立期間後の平成3年2月から4年3月までの期間の保険料をさかのぼって納付したことがオンライン記録で確認でき、申立人は保険料をさかのぼって納付したのは1回であると説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から平成元年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 1 月から 61 年 2 月まで  
② 昭和 61 年 3 月

私は、町役場で国民年金の再加入手続を行った際、窓口で国民年金保険料の納付書を発行してもらい、その場で納付した。申立期間①について国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②について保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間及び国民年金保険料の申請免除期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付していること、申立人が所持する年金手帳には、昭和 60 年 1 月 7 日に被保険者資格を喪失し、61 年 3 月 30 日に資格を取得している旨が記載されており、再加入手続を行っていることが確認できる上、直後の期間の保険料は納付済みであることから、当該期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、上記の国民年金手帳の資格喪失日及び取得日の記載のとおり、当該期間は国民年金の被保険者資格を取得する前の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月から同年11月まで

私は、平成9年6月に派遣会社に就職した際、6か月間は厚生年金保険に加入できないと言われたため、区役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、勤務先に近い郵便局から、毎月、納付書で給与支給後に1万2千数百円の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への3度の切替手続を適切に行っている上、厚生年金保険の間の平成15年5月から同年10月までの6か月間の保険料については納付済みである。

また、申立人は、平成9年6月に就職した会社から、6か月間は厚生年金保険に加入できないと言われたため、当時居住していた区の役所窓口で国民年金及び国民健康保険の再加入手続を行ったと具体的に説明しており、当該会社によると、申立期間当時、申立人には複数の契約期間があるが、いずれも2か月程度であったため、厚生年金保険には加入させていなかったとしている。

さらに、毎月納付していたと説明する1万2,000円台という金額は、申立期間の保険料月額とおおむね一致している上、申立期間前後の納付済期間の保険料月額には説明する金額に該当する金額が無く、申立人が保険料を納付していたと説明する郵便局は、申立期間当時、開設していたことが確認できる。

加えて、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の母親は、申立人が平成9年6月1日に退職して市に転入した際に、申立人に対して国民年金及び国民健康保険の再加入手続を行うよう強く諭して手続に行かせた記憶があり、また、申立人が10年10月に

厚生年金保険の資格を喪失した際にも各手続を行うよう諭したが、その際は、申立人は結婚後に手続をしたと記憶しているので、それぞれの記憶は別のものであり、申立人が申立期間の国民年金の再加入手続をしたことは間違いないと証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から43年3月まで

私は、婚姻した昭和39年12月以後、自宅に集金に来る区の職員に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの期間については、申立人は当該期間後は44年4月から60歳に至るまですべての国民年金保険料を納付しており、申立人が納付したとする保険料額及び印紙検認方式により区の集金人に定期的に納付したとする納付方法は、申立期間当時の保険料額及び申立人が居住していた区における保険料納付方法と合致している上、一緒に納付したとする元夫は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見当たらない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和39年12月から41年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された40年8月時点では、当該期間のうち39年12月から40年3月までの期間は印紙検認方式では保険料を納付できない期間である上、当該期間については、一緒に納付したとする元夫も保険料が未納となっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年3月から同年12月までの期間及び6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から同年10月まで  
② 平成5年3月から同年12月まで  
③ 平成6年3月

申立期間①の国民年金保険料は、私の母が納付してくれた。申立期間②及び③の保険料は、母から強く納付を勧められて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、オンライン記録により、平成5年4月及び同年5月の国民年金保険料が、厚生年金保険等加入を理由に4年10月分の保険料に充当され、その残余の差額は還付する旨の還付・充当決議が6年2月22日に行われていることが確認できるが、当該期間は、厚生年金保険加入期間ではなく、本来国民年金の強制被保険者となる期間であるため、当該還付・充当処理は誤りと認められる上、厚生年金保険加入期間に挟まれた当該期間の保険料について、上記のとおり、会社に就職した時期の6年2月に2か月分の保険料のみを納付し、その前後の期間の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくく、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間③については、オンライン記録により、当該期間は平成8年4月26日に国民年金被保険者資格取得の記録追加が行われ、同月30日に当該期間の保険料の過年度納付書が発行されていることが確認でき、申立人は、当該納付書を受け取っていたと考えられること、この時期に現年度保険料の納付も行っていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付したとする母

親は、国民年金の加入手続、保険料の納付状況及び申立人の国民年金手帳の受領・所持に関する記憶が曖昧であるほか、オンライン記録では、申立人には国民年金手帳の記号番号が2回払い出されており、昭和62年12月ごろに払い出された1回目の手帳記号番号は無効とされ、当該手帳記号番号による納付記録は無く、2回目に払い出された手帳記号番号は、当該期間後約3年経過した平成5年当初に払い出されており、当該手帳記号番号では時効により当該期間の保険料を納付することができないことなど、母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年3月から同年12月までの期間及び6年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月

私は、平成 13 年ごろに 20 歳からの国民年金保険料を何回かに分けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は 1 か月と短期間である上、申立人は、時効期限に注意して保険料を納付していたと説明しており、オンライン記録により、申立期間後の平成 11 年 6 月から 12 年 2 月までの 9 か月分の保険料は、13 年 8 月から 14 年 1 月にかけて 6 回に分けて時効期間経過前に納付されていること、また申立人は申立期間の保険料納付の時効成立直前の平成 13 年 6 月 20 日に社会保険事務所（当時）に申立期間の保険料を納付する旨の誓約書を提出していることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月20日から同年11月30日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を52年10月20日に、資格喪失日に係る記録を同年11月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月20日から同年12月まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和52年分の源泉徴収票で社会保険料が控除されていることが確認できるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出された昭和52年分給与所得の源泉徴収票に記載された就職年月日から、申立人は同年10月20日からA社において勤務していたことが確認でき、当該源泉徴収票の給料の支払金額から、同年11月下旬まで勤務していたことが推認できる。

また、当該源泉徴収票に記載された社会保険料の金額は、標準報酬月額を11万円とした場合の1か月の健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の合計額とほぼ一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和52年10月20日から同年11月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、当該源泉徴収票の社会保険料の金額から、11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A

社に係る事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主により当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、昭和52年11月30日から同年12月までの期間については、申立人から提出された昭和52年分給与所得の源泉徴収票に記載された給料の支払金額からは、申立人の当該期間における勤務を推認することができない。

また、A社の人事担当者は、当該源泉徴収票に退職年月日が記載されていないことから、「昭和52年12月ごろまで勤務していた可能性も考えられるが、当該期間当時の人事資料等は保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。」と回答している。

さらに、当該源泉徴収票に記載された社会保険料の金額からは、昭和52年11月及び同年12月の厚生年金保険料控除は認められない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所における資格喪失日に係る記録を昭和56年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月21日から同年3月21日まで

A事務所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人がA事務所に昭和56年3月20日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格喪失日を昭和56年3月21日とすべきところを同年2月21日と誤って届け出たとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月29日から同年7月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与振込みが確認できる預金通帳を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主及び複数の従業員からの回答により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、事業主及び複数の従業員は、平成12年6月29日の前後に申立人の業務内容及び勤務形態に変更は無かったとしている。

さらに、A社の事業主は、給与締切日は15日、支払日は25日としているところ、申立人から提出された預金通帳により、資格喪失日後である平成12年7月25日に給与が振り込まれていることが確認でき、当該給与振込額は、申立期間以前における振込額とほぼ同額であることが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成12年5月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和61年5月1日、資格喪失日が63年2月1日とされ、当該期間のうち、同年1月30日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年1月30日から同年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は社会保険事務所(当時)に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された理由書及び回答から判断すると、申立人は、同社に昭和63年1月31日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の現在の事業主は、「当時の賃金台帳は無いが、保険料は給与から控除していたと思われる。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年12月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、申立人に係る事務手続を誤ったと認めていることから、事業主が昭和63年1月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成4年7月31日から5年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を5年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、4年7月から同年9月までは30万円に、同年10月から5年3月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、平成5年4月1日から6年4月28日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を5年4月から同年9月までは32万円に、同年10月から6年3月までは30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月31日から5年4月1日まで  
② 平成5年4月1日から6年4月28日まで

A社に勤務していた期間のうちである申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無く、また、同社に勤務していた期間のうち申立期間②の標準報酬月額が、給与の報酬額と相違している。各申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、申立人が当該期間にA社で勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚から提出された給与明細書では、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、申立人についても、当該期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、A社は法人事業所であり、当該期間において適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の平成4年6月及び取消された同年10月のオンライン記録から、同年7月から同年9月までは30万円、同年10月から5年3月までは32万円とすることが妥当である。

また、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によるA社における資格喪失日（平成4年7月31日）が厚生年金基金の記録における資格喪失日と同日になっており、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録することは考え難いことから、事業主が平成4年7月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月から5年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年4月28日）より後の平成6年6月8日付けで、申立人を含む25名について標準報酬月額が減額訂正されており、申立人の場合、当該期間の標準報酬月額は、当初、5年4月から同年9月までは32万円、同年10月から6年3月までは30万円と記録されていたものが、20万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該減額訂正処理をさかのぼって行う合理的理由は無く、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年4月から同年9月までは32万円、同年10月から6年3月までは30万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和 46 年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、7万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月29日から46年2月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格喪失日について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和45年11月29日）より後の昭和46年2月24日付けで、申立人を含む14名についての資格喪失日がさかのぼって45年11月29日と記録されていることが確認できる。

しかし、A社は法人事業所であり、申立人から提出された昭和45年分の源泉徴収票から、同年12月分の給与まで事業主により厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、また、上記のとおり申立人を含む14名について資格喪失日がさかのぼって同年11月29日と記録されていることから、同社は、同日において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。したがって、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人について、昭和45年11月29日に被保険者資格を喪失した旨の処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である46年2月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立人のA社における昭和45年10月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年11月1日から10年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成10年10月1日から13年11月21日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を10年10月から12年1月までは26万円、同年2月及び同年3月は24万円、同年4月から13年10月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年11月1日から13年11月21日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額より低くなっているが、厚生年金保険料は一律の金額を給与から控除されていた。一部期間の給与支給明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成9年11月から10年5月までの期間の申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する26万円と記録されていたところ、同年6月24日付けで、9年11月にさかのぼって12万6,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に勤務していた申立人を含む123名の標準報酬月額の記録が、オンライン記録によると、平成10年6月24日付けで、さかのぼって減額訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社において、申立人と同様に標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡及訂正処理が行われ

た同僚の所持する預金通帳によれば、給与振込額は、当該遡及訂正処理前後の期間においてほぼ同額であることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票により、同社は、平成9年11月から10年5月までの期間における厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成10年6月24日付けで行われた当該遡及処理訂正は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の9年11月から10年9月までの標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定時（平成10年10月1日）の標準報酬月額が11万円と記録されているところ、当該処理については当該遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立人の平成10年10月から11年11月までの標準報酬月額については、A社において、申立人と同様に標準報酬月額の遡及訂正が行われた同僚の所持する給与明細書によれば、当該期間について、オンライン記録は、当該給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（遡及訂正前に記録されていた平成10年9月の標準報酬月額と同額）より低いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成10年10月から11年11月までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記遡及訂正前のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成11年12月から13年10月までの期間については、申立人が所持している給与支給明細書により、当該期間の厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額は、上記給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成11年12月及び12年1月は26万円、同年2月及び同年3月は24万円、同年4月から13年10月までは26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る平成10年10月から13年10月までの厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、上記給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は給与

支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年8月1日から38年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を37年8月1日、資格喪失日に係る記録を38年5月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年5月1日まで

兄の紹介で入社したA社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、兄と同じ課で勤務し、会社の寮に入って三食・食事付きで生活していた。会社の寮には、同じ敷地内にあったB社の社員も入居しており、当該事業所の社員と同時期に会社を辞めた。また、申立期間に撮影した会社の同僚たちとスケートに行ったときの写真と会社の玄関前で撮影した写真もあるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における業務内容に関する具体的な供述並びに申立人が記憶していた同社の当時の上司及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の当時の工場長は、「当社では正社員しか採用しておらず、申立人が厚生年金保険に加入していないことは考え難い。」と供述し、同社の複数の同僚及び従業員は、「同社では全員強制的に社会保険に加入していた。」と供述している。

さらに、申立期間当時、関連会社のB社の従業員は、A社において厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失の手続がなされていることが確認できるところ、申立人及び複数の同僚が供述した、申立期間当時のA社及びB社の従業員数と、A社に係る事業所別被保険者名簿において確認できる被保険者数がおおむね一致していることから、申立期間当時、両社では、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

加えて、申立人が記憶していたA社の同僚及び申立人と同じ寮に入居していたB社の従業員について、全員の氏名を上記被保険者名簿で確認することができる。

なお、A社の上記工場長及び同僚は、申立人は、上記被保険者名簿で確認できるB社の二人の従業員（被保険者資格の取得日は昭和37年8月）と同時期に入社したと思うと供述している。

また、申立人が同時期に退職したと記憶する同じ寮に入居していたB社の従業員（被保険者資格の喪失日は昭和38年5月1日）は、「申立人と同じ時期に会社を辞めた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年8月1日から38年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社において申立人と同様の業務に従事していた従業員の標準報酬月額の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散し、事業主は死亡していることから、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ申立人の資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年8月から38年4月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和23年8月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5,100円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月10日から同年9月22日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に入社した翌年の夏ごろにC工場からB工場への異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の「昭和23年夏ごろにA社C工場から同じ敷地内にある同社B工場に異動した。」との供述及び同社の元従業員の「申立人は、同社で数年間継続して勤務していた。」との供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の異動日については、A社C工場に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の同社同工場における被保険者資格喪失日が昭和23年8月10日と記録されていることが確認できること及び申立人の上記供述から、同年8月10日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和23年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、5,100円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、A社は、平成7年5月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているため同社に確認することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格取得日は昭和20年3月1日、資格喪失日は同年8月15日であると認められることから、申立人の同社同工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日を同年3月1日、喪失日を同年8月15日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年3月1日から同年8月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和18年4月1日から終戦まで、異動はあったものの、同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和19年9月にA社本社から同社B工場に異動し、終戦前に会社の指示でC県D市に疎開したものの、終戦まで勤務した。」と供述しているところ、申立人が記憶している同僚も「昭和18年4月から20年8月初旬まで、申立人と一緒にA社に勤務し、同社本社から同社B工場に異動しており、申立人は、申立期間も同社同工場に勤務していたのは間違いない。」と供述していることから、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたと推認できる。

一方、A社本社に係る厚生年金保険手帳番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳では、申立人は、昭和18年4月1日に同社本社で被保険者資格を取得し、20年3月1日に転勤により、資格を喪失した記録が確認できるが、社会保険事務所（当時）において、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が保存されていないため、同社同工場における申立人の被保険者記録が確認できない。

また、上記厚生年金保険手帳番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳では、多数の従業員が申立人同様、昭和20年3月1日に転勤により、被保険者資格を喪失していることが確認できるが、オンライン記録では、多数の者が同日以降に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、オンライン記録では、上記の同僚は、A社本社で申立人同様、昭和18年4

月1日に被保険者資格を取得し、20年3月1日に資格を喪失後、同日付けで再度資格を取得し、同年9月30日に資格を喪失していることが確認できる。

なお、A社の社史には、「昭和18年にA社B工場を新設、電気計器、測定器の研究部門、製造部門を移管。従業員は2,200名となる。昭和19年4月に軍需会社に指定。昭和21年にA社B工場を売却」と記載されているが、上記のとおり、社会保険事務所では、同社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿が保存されていないため、当時の被保険者を確認することができない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B工場において昭和20年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月15日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和20年2月の社会保険事務所の記録から、40円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和46年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年11月30日から同年12月1日まで  
② 昭和46年2月28日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社では、異動はあったが継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された「給与人事データメンテ」及び諸給与計算表により、申立人は同社に継続して勤務し（同社本社から同社B工場に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①の異動日については、申立人は、A社において、昭和37年12月1日から雇用保険に加入している記録があることが確認できることから、同年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記の昭和37年11月分の諸給与計算表において確認できる厚生年金保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、A社から提出された「給与人事データメンテ」、発令簿、賃

金台帳及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人が同社に継続して勤務し（同社本社から同社C事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②の異動日については、上記の昭和46年2月分の賃金台帳における申立人の従業員番号が、同年3月分の賃金台帳から変更されていることが確認できることから、同年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記の昭和46年2月分の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主から提出された当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が社会保険事務所（当時）の記録と一致していることから、事業主が昭和37年11月30日及び46年2月28日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る37年11月及び46年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成6年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年12月1日から7年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚、従業員及びA社の取締役（元事業主の子）の供述から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、上記の取締役から提出があった平成7年3月にA社から社会保険事務所（当時）に提出した「社会保険加入の遅延届」によると、6年12月分の社員の給与から社会保険料を控除していたと記載されており、さらに、同僚の給与明細書では申立期間に厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、A社は、平成7年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所としての記録が無いことが確認できるが、同社に係る商業登記簿謄本によれば、同社は、昭和60年12月7日に設立され、申立期間においても法人格を有していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成7年3月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年11月1日から21年5月11日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を20年11月1日、資格喪失日に係る記録を21年5月11日に訂正することが必要である。

また、上記訂正後の申立期間のうち、昭和21年5月11日から同年5月14日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社C支店における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和21年5月11日）及び資格取得日（昭和21年5月14日）を取り消すことが必要である。  
なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月1日から21年5月14日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間  
は召集により陸軍に入隊していたが、同社C支店に在籍していたので、厚生年金保険  
の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人に係る人事記録に基づく事業主の回答から判断すると、申立人は、昭和18年4月1日から申立期間を含め、53年9月12日までの期間、A社に継続して勤務し、申立期間は同社C支店に在籍していたことが認められる。

一方、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録では、申立人は、当時の転籍先であるD社E製作所における被保険者資格を昭和20年11月1日に喪失してから、21年5月14日にA社C支店において被保険者資格を取得するまでの申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、地方公共団体から提出のあった申立人に係る軍歴確認書により、昭和19年12月16日から21年5月11日までの期間、申立人が陸軍に召集されていたことが確認できる。

また、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、昭和19年10月1日から22

年5月2日までの期間のうち、被保険者が陸海軍に徴集又は召集されていた期間については、当該期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に厚生年金保険被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C支店における厚生年金保険の被保険者資格取得日を昭和20年11月1日、資格喪失日を21年5月11日とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和21年5月11日から同年5月14日までの期間については、上記のとおり、B社が保管する申立人に係る人事記録に基づく事業主の回答から判断すると、申立人が当該期間もA社C支店に継続して勤務していたことが認められることから、申立人は、当該期間に同社同支店において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は21年8月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 21 年 8 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社の時計組立て工場に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社での仕事の内容、同僚の氏名、昭和20年3月10日の空襲により同社工場が全焼したこと、その後C国に出張し、戦後、同社系列のD社に転籍した経緯等についての供述内容が具体的であり信憑性<sup>しんびょうせい</sup>が高いことから、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者番号払出簿によれば、申立人は同僚と共に、昭和17年1月1日に労働者年金保険の被保険者番号が払い出されたことが確認でき、労働者年金保険法は同年6月1日から施行されたことから、申立人は同年6月1日に、同社において労働者年金保険の被保険者資格を取得したものと推認できる。

さらに、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、「保険証焼失セルモ未交付 21. 1. 21」と記載されており、同社に係る厚生年金保険記録の一部が戦災によって焼失したことがうかがえる上、上述のとおり厚生年金保険被保険者番号払出簿において申立人に対して被保険者番号が払い出されているにもかかわらず、同被保険者名簿に申立人の記載が無いことなどから、これらの名簿が通常の事務処理において作成されたものとは考え難く、何らかの事情により消失し、復元されたものと考えられる。なお、前述の申立人と同時期に入社したとする同僚は、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）が確認でき、昭和17年1月1日に同社において資格取得した記載があるものの、

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における社会保険事務所の年金記録の管理が適切であったとは考え難く、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和17年6月1日、喪失日はD社で被保険者資格を取得した21年8月1日であると認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B製作所（現在は、C社）における資格喪失日は、昭和20年5月26日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月14日から同年5月26日まで

A社B製作所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社同製作所は、昭和20年5月25日に空襲により全焼したが、同日まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B製作所に勤務していた当時の状況及び昭和20年5月25日の空襲に遭遇した状況等に係る申立人の供述には具体性があり、また、当該供述が、C社から提出のあったA社に係る記録誌の内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

また、A社B製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格喪失日は明確に判読できず、また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）における資格喪失日（昭和20年3月10日）は、オンライン記録における申立人の資格喪失日（昭和20年3月14日）と相違している。

さらに、当該被保険者名簿において、昭和17年1月1日から18年3月9日までの期間に被保険者資格を取得したことが確認できる者については、申立人と同様、当該被保険者名簿において資格喪失日が判読できないにもかかわらず旧台帳に資格喪失日が記載されている者が複数みられる上、当該被保険者名簿における資格喪失日が、旧台帳及びオンライン記録における資格喪失日と一致しない者も複数みられ、当時、社会保険出張所（当時）における年金記録の管理が適切に行われていなかったものと考えられる。

これらの記録を踏まえると、申立人が昭和20年3月14日にA社B製作所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B製作所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和20年5月26日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年7月1日から17年5月21日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、15年7月は30万円、同年8月から同年10月までの期間は22万円、同年11月は24万円、同年12月及び16年1月は22万円、同年2月は26万円、同年3月は24万円、同年4月は32万円、同年5月及び同年6月は30万円、同年7月は34万円、同年8月から同年11月までの期間は28万円、同年12月は30万円、17年1月は32万円、同年2月は30万円、同年3月は28万円、同年4月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、平成15年12月20日、16年7月20日及び同年12月20日に支給された賞与において、15年12月20日は20万8,000円、16年7月20日は25万1,000円、同年12月20日は18万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間における標準賞与額に係る記録を、15年12月20日は20万8,000円、16年7月20日は25万1,000円、同年12月20日は18万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（平成15年12月20日については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月1日から17年5月21日まで  
② 平成15年12月20日  
③ 平成16年7月20日  
④ 平成16年12月20日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。当時の給与明細

書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

また、申立期間②の厚生年金保険の標準賞与額の記録が、実際の賞与額に相当する標準賞与額と相違している上、申立期間③及び④にA社から支給された賞与に係る記録が無い。これについても当時の賞与支払明細書を提出するので、申立期間②の標準賞与額を正しい記録に訂正するとともに、申立期間③及び④に支給された賞与について、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額並びに申立期間②、③及び④の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①については、申立人から提出のあった当該期間に係る給与明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年7月は30万円、同年8月から同年10月までの期間は22万円、同年11月は24万円、同年12月及び16年1月は22万円、同年2月は26万円、同年3月は24万円、同年4月は32万円、同年5月及び同年6月は30万円、同年7月は34万円、同年8月から同年11月までの期間は28万円、同年12月は30万円、17年1月は32万円、同年2月は30万円、同年3月は28万円、同年4月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、申立期間①に係る届出を誤ったことを認めており、また、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額の記録と上記給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額を基に算定した標準報酬月額が、全期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に対して届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②、③及び④については、申立人から提出のあった当該期間に係る賞与支払明細書及びA社の社会保険事務担当者（同社の代表者の妻）の供述により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、申立期間②は20万8,000円、申立期間③は25万1,000円、申立期間④は18万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②、③及び④に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②は20万8,000円、申立期間③は25万1,000円、申立期間④は18万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②に係る賞与の届出を誤ったことを認めており、また、申立期間③及び④に係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②、③及び④の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務しており、厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる当時の給与明細書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書、A社から提出のあった申立人の申立期間に係る賃金台帳及び出勤簿並びに事業主の回答により、申立人が申立期間も同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が当時、申立人の資格喪失日に係る届出を誤ったことを認めており、また、事業主から提出のあった健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主が社会保険事務所(当時)に対して、平成19年6月30日を申立人の資格喪失日として届け出ていることが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間における標準賞与額に係る記録を平成19年8月10日は25万円、同年10月29日は60万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年8月10日  
② 平成19年10月29日

ねんきん特別便で確認したところ、A社に勤務していた申立期間の賞与に係る記録が無いことが分かった。会社もそのことに気付き、平成21年12月に社会保険事務所(当時)に届け出たが、年金の給付額に反映しないため、厚生年金保険の給付額に反映するようにしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表から、申立人は、各申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、支給控除一覧表における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は25万円、申立期間②は60万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間当時の届出誤りがあったとして訂正の届出を行っており、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係るA社における資格喪失日は平成2年4月11日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成元年12月から2年3月までの標準報酬月額については、14万2,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②のうち平成2年4月11日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日（平成2年4月11日）の記録を同年12月1日に訂正し、同年4月から同年11月までの標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から61年5月まで  
② 平成元年12月31日から2年12月1日まで

B社に勤務した申立期間①及びA社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間②について、雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが確認できる。

オンライン記録によると、申立期間②のうち平成元年12月31日から2年4月11日までの期間については、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成元年12月31日）の後の2年4月11日付けで、申立人を含む多数の従業員の同社における被保険者資格の喪失日が元年12月31日にさかのぼって記録されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本によると、同社が解散したのは平成14年12月\*日で

あることが確認できることから、同社は当該期間において法人事業所であり、医療機関から提出のあった受診記録により、組保管掌健康保険の適用事業所であったことが確認でき、厚生年金保険法の適用事業所の要件を備えていたものと判断できる。したがって、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、さかのぼって申立人の被保険者資格喪失の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社に係る資格喪失日を、社会保険事務所が当該喪失処理を行った平成2年4月11日に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、平成元年11月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②のうち当該喪失処理日（平成2年4月11日）から同年12月1日までの期間については、さかのぼって被保険者資格の訂正や取消しが行われた形跡は見られず、社会保険事務所の手続に不合理な点が見当たらない。

一方、上記雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間もA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に当該喪失処理が行われている従業員から提出のあった給与明細において、当該期間の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の平成元年11月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は当該期間において適用事業所としての記録が無い。しかし、同社に係る商業登記簿謄本から法人事業所であることが確認でき、常時従業員が在籍していたことが認められ、厚生年金保険法の適用事業所の要件を備えていたものと判断できる。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は当該期間において適用事業所でありながら、事業主は社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間①について、B社から提出された「パートタイマー明細」により、申立人が当該期間においてパートタイマーとして同社で勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「申立人は、健康保険組合及び厚生年金基金の加入記録が無く、厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料は控除していないと思う。また、準社員の社会保険の加入の取扱いは、契約時間によって、加入条件に該当する従業員のみ手続を行っていたと思う。」と供述している。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名の記載が無い上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成10年9月から12年9月までの期間は24万円、同年10月から13年9月までの期間は26万円、同年10月から15年8月までの期間は28万円、同年9月から17年6月までの期間は30万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の金額とされている。

しかし、申立人は、申立期間①のうち平成10年10月1日から17年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額記録を10年10月から12年9月までの期間は24万円、同年10月から14年9月までの期間は28万円、同年10月から16年9月までの期間は30万円、同年10月から17年6月までの期間は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②ないし⑥に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日は54万円、同年12月25日は59万円、16年6月25日は55万円、同年12月25日は60万円、17年6月25日は56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年9月1日から17年7月1日まで  
② 平成15年6月25日

- ③ 平成 15 年 12 月 25 日
- ④ 平成 16 年 6 月 25 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 25 日
- ⑥ 平成 17 年 6 月 25 日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が給与の報酬額より低く、申立期間②ないし⑥の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間は同社の事後訂正の届出により記録訂正されたが、年金額の給付には反映されない記録となっている。各申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 A社から提出のあった「給与・賞与明細一覧表」によると、申立人は、申立期間①のうち、平成 10 年 10 月 1 日から 17 年 7 月 1 日までの期間については、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間における申立人の標準報酬月額については、「給与・賞与明細一覧表」において確認できる保険料控除額から、平成 10 年 10 月から 12 年 9 月までの期間は 24 万円、同年 10 月から 14 年 9 月までの期間は 28 万円、同年 10 月から 16 年 9 月までの期間は 30 万円、同年 10 月から 17 年 6 月までの期間は 32 万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が届出誤りにより事後訂正を行い、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成 10 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、「給与・賞与明細一覧表」において給与からの保険料控除が確認できないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 2 申立期間②ないし⑥について、A社から提出のあった「給与・賞与明細一覧表」により、申立人は、当該期間に同事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額は、「給与・賞与明細一覧表」において確認できる保険料控除額から、申立期間②は 54 万円、申立期間③は 59 万円、申立期間④は 55 万円、申立期間⑤は 60 万円、申立期間⑥は 56 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が届出誤りにより事後訂正を行い、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成13年10月1日から14年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成14年10月1日から17年9月1日までの期間について、申立人に係る標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、14年10月から15年8月までの期間は24万円、同年9月から16年8月までの期間は26万円、同年9月から17年8月までの期間は28万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額とならない記録とされている。

しかし、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額の記録を、平成14年10月から同年12月までの期間は24万円、15年1月から16年3月までの期間は26万円、同年4月から同年9月までの期間は28万円、同年10月から17年8月までの期間は30万円に訂正することが必要である

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②ないし⑥に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日は51万円、同年12月25日は57万円、16年6月25日は53万円、同年12月25日は59万円、17年6月25日は55万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所 :

## 2 申立内容の要旨

- 申立期間 : ① 平成13年10月1日から17年9月1日まで  
② 平成15年6月25日  
③ 平成15年12月25日  
④ 平成16年6月25日  
⑤ 平成16年12月25日  
⑥ 平成17年6月25日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が給与の報酬額より低く、申立期間②ないし⑥の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間は同社の事後訂正の届出により記録訂正されたが、年金額の給付には反映されない記録となっている。各申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 A社から提出のあった「給与・賞与明細一覧表」によると、申立人は、申立期間①に、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①における申立人の標準報酬月額については、「給与・賞与明細一覧表」において確認できる保険料控除額から、平成13年10月から14年12月までの期間は24万円、15年1月から16年3月までの期間は26万円、同年4月から同年9月までの期間は28万円、同年10月から17年8月までの期間は30万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が届出誤りにより事後訂正を行い、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②ないし⑥について、A社から提出のあった「給与・賞与明細一覧表」により、申立人は、当該期間に同事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額は、「給与・賞与明細一覧表」において確認できる保険料控除額から、申立期間②は51万円、申立期間③は57万円、申立期間④は53万円、申立期間⑤は59万円、申立期間⑥は55万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主が届出誤りにより事後訂正を行い、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録は、事後訂正の結果、平成13年9月から15年8月までの期間は24万円、同年9月から17年7月までの期間は26万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の金額とされている。

しかし、申立人は、申立期間①のうち平成13年10月1日から17年8月1日まで期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、13年10月から14年9月までの期間は24万円、同年10月から16年9月までの期間は26万円、同年10月から17年7月までの期間は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②ないし⑥に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月25日は40万円、同年12月25日は48万円、16年6月25日は45万円、同年12月25日は51万円、17年6月25日は48万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成13年9月1日から17年8月1日まで  
② 平成15年6月25日  
③ 平成15年12月25日

- ④ 平成16年6月25日
- ⑤ 平成16年12月25日
- ⑥ 平成17年6月25日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が給与の報酬額より低く、申立期間②ないし⑥の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間は同社の事後訂正の届出により記録訂正されたが、年金額の給付には反映されない記録となっている。各申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 A社から提出のあった「給与・賞与明細一覧表」によると、申立人は、申立期間①のうち、平成13年10月1日から17年8月1日までの期間については、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間における申立人の標準報酬月額については、「給与・賞与明細一覧表」において確認できる保険料控除額から、平成13年10月から14年9月までの期間は24万円、同年10月から16年9月までの期間は26万円、同年10月から17年7月までの期間は28万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が届出誤りにより事後訂正を行い、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成13年9月1日から同年10月1日までの期間については、「給与・賞与明細一覧表」において給与からの保険料控除が確認できないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②ないし⑥について、A社から提出のあった「給与・賞与明細一覧表」により、申立人は、当該期間に同事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額は、「給与・賞与明細一覧表」において確認できる保険料控除額から、申立期間②は40万円、申立期間③は48万円、申立期間④は45万円、申立期間⑤は51万円、申立期間⑥は48万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が届出誤りにより事後訂正を行い、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①のうち、平成 16 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 24 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 9 月 1 日までの期間について、申立人の標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、24 万円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の金額とされている。

しかし、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準報酬月額の記録を 24 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②ないし⑥に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 6 月 25 日は 35 万円、同年 12 月 25 日は 45 万円、16 年 6 月 25 日は 40 万円、同年 12 月 25 日は 48 万円、17 年 6 月 25 日は 45 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 4 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで

- ② 平成 15 年 6 月 25 日
- ③ 平成 15 年 12 月 25 日
- ④ 平成 16 年 6 月 25 日
- ⑤ 平成 16 年 12 月 25 日
- ⑥ 平成 17 年 6 月 25 日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が給与の報酬額より低く、申立期間②ないし⑥の標準賞与額の記録が無いことが分かった。申立期間は同事務所の事後訂正の届出により記録訂正されたが、年金額の給付には反映されない記録となっている。各申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 A社から提出のあった「給与・賞与明細一覧表」によると、申立人は、申立期間①に、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①における申立人の標準報酬月額については、「給与・賞与明細一覧表」において確認できる保険料控除額から、24万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が届出誤りにより事後訂正を行い、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②ないし⑥について、A社から提出のあった「給与・賞与明細一覧表」により、申立人は、当該期間に同事務所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額は、「給与・賞与明細一覧表」において確認できる保険料控除額から、申立期間②は35万円、申立期間③は45万円、申立期間④は40万円、申立期間⑤は48万円、申立期間⑥は45万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が届出誤りにより事後訂正を行い、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年11月26日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年11月26日より後の4年4月1日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が53万円から44万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる上、申立人のほかにも申立人と同様に標準報酬月額が減額訂正されている者が確認できる。

一方、申立人から提出された給与支払明細書及び平成2年分源泉徴収票により、申立期間において53万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由はなく、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を昭和59年11月から60年6月までの期間は38万円、同年7月から同年9月までの期間は41万円、同年10月から61年3月までの期間は47万円に訂正することが必要である。

申立期間③について、申立人のB社における資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立人の当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、平成3年3月から同年7月までの期間は30万円、同年8月から5年3月までの期間は53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年11月1日から61年4月30日まで  
② 昭和61年4月30日から同年7月1日まで  
③ 平成3年3月1日から5年4月1日まで

社会保険事務所の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。また、申立期間②の加入記録が無いことが判明した。さらに、B社に勤務した期間のうち、申立期間③について、前半の12か月間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違しており、また、後半の13か月間の加入記録が無いことが判明した。申立期間①、②及び③について、標準報酬月額が相違している期間の記録を正しいものに訂正するとともに、加入記録が無い期間は厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の同社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、昭和59年11月から60年6月までの

期間は38万円、同年7月から同年9月までの期間は41万円、同年10月から61年3月までの期間は47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年4月30日に、申立期間①について6万8,000円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本から、申立人が申立期間①においてA社の取締役であったことが確認できる。しかし、同社の複数の従業員は、「申立人は、営業職であり、社会保険の届出事務に関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該遡及訂正処理そきゅうに関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の標準報酬月額標準報酬月額の記録をさかのぼって減額訂正処理する合理的な理由は無く、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た昭和59年11月から60年6月までの期間は38万円、同年7月から同年9月までの期間は41万円、同年10月から61年3月までの期間は47万円とすることが必要である。

2 申立期間③について、オンライン記録では、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年4月1日に、申立人を含む22人の被保険者が4年10月の定時決定の記録を取り消され、資格喪失日が同年3月31日にさかのぼって処理されていることが確認できる。

また、申立人のB社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年3月から同年7月までの期間は30万円、同年8月から5年3月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年4月1日に、申立人を含む4人の標準報酬月額標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、3年3月から4年2月までの期間について8万円へと減額訂正されていることが確認できる。

一方、B社の商業登記簿謄本から、申立人が申立期間③当時、同社の取締役であったことが確認できる。しかし、同社の複数の従業員は、「申立人は、営業職であり、社会保険の届出事務に関与していなかった。」としている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の被保険者資格の喪失に係る処理及び標準報酬月額標準報酬月額の減額訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は無く、当該資格喪失及び標準報酬月額に係る記録訂正は有効なものとは認められず、申立人のB社における資格喪失日は、当該処理が行われた平成5年4月1日であると認められ、また、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た3年3月から同年7月までの期間は30万円、同年8月から5年3月までの期間は53万円とすることが必要である。

3 申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人がA社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿から、同社は、申立期間②当時、

厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、当時の複数の従業員は、当時の事業主が経理担当であった旨供述しているが、当時の事業主とは連絡が取れないため供述が得られず、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

さらに、上記従業員は、申立期間②の給与明細書は保管していない旨供述していることから、当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 41 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 12 月 1 日から 13 年 9 月 1 日まで

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額の記録が実際に支給を受けていた報酬月額に基づいて決定されておらず、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低い。申立期間に係る給料明細書及び源泉徴収票を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録によれば、申立期間のうち、平成 11 年 12 月から 12 年 7 月までの期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 41 万円と記録されていたところ、同年 8 月 3 日付けで、11 年 12 月 1 日にさかのぼって随時改定が行われ、標準報酬月額は 26 万円に引き下げられており、申立人と同様にA社の代表取締役及び取締役二人を含む 25 人についても、同時期に標準報酬月額の減額訂正が行われていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本により、上記減額訂正が行われた当時、申立人は、A社の役員ではなかったことが確認でき、また、申立人は、同社で品質管理業務を担当していた旨供述しており、同社の事業主及び複数の従業員も、申立人は品質管理業務を担当していた旨供述していることから、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは認められない。

また、A社の事業主は、「当時社会保険料を滞納し、社会保険事務所（当時）に向いた際に、関係書類数枚に代表者印を押した。申立期間当時の社会保険の手続きは、すべて自分が担当していた。」と供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 12 年 8 月 3 日付けで行われた標準報酬月額の随時改定は、事実在即したものと考え難く、社会保険事務所が申立人の標準報酬月額について 11 年 12 月 1 日にさかのぼって減額処理を行う合理的な理由があっ

たとは認められない。このため、当該<sup>そきゅう</sup>遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間のうち、同年12月から12年9月までの標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成12年10月から13年8月までの期間の標準報酬月額について、申立人が提出した12年10月から同年12月までの給料明細書及び平成13年分源泉徴収票から、申立人は、その主張する標準報酬月額（41万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、オンライン記録において、当該期間の標準報酬月額は、平成12年10月1日の定時決定において、26万円と記録されているところ、当該定時決定に係る事務処理は、上記随時改定の事務処理が行われた同年8月3日の直後の同年8月9日に行われたものであることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、当該期間の標準報酬月額の記録については、有効な随時改定とは認められない減額処理に連動してなされた処理の結果であると考えられ、平成12年10月1日の定時決定に係る処理は、有効な処理であったとは認められないことから、申立人の当該期間の標準報酬月額については、41万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和 41 年7月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和40年9月から41年6月までの標準報酬月額については、3万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月16日から41年9月1日まで

A社からB社へと社名が変わったが継続して勤務していたのに、両社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和40年9月16日から41年6月30日までの期間について、A社の複数の従業員の文書回答から、A社に勤務していたことが認められ、また、同年7月1日からB社において雇用保険の加入記録があることから、同社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、同社が適用事業所でなくなった昭和41年5月1日の後の同年7月19日に、資格喪失日をさかのぼって40年9月16日とする資格喪失手続が申立人を含め16人の従業員に対してなされていることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、申立人及び申立人と同じ昭和40年9月16日で資格喪失している従業員15人の計16人の全員について、A社が適用事業所でなくなった後の41年7月28日に40年10月の定時決定がさかのぼって行われている。

さらに、A社が適用事業所でなくなった日（昭和41年5月1日）において、同社は法人事業所であり、常時5名以上の従業員が在籍していたと認められ、当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、昭和41年7月19日に同社について、適用事業所でなくなったとする処理を行ったことに合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、昭和41年7月19日付けで行われた申立人に係る資格喪失処理は事実即したものととは考え難く、合理的な理由があったとは認められないこ

とから、申立人の資格喪失日は、上述の従業員の文書回答及び雇用保険の加入記録から、同年7月1日であると認められる。

なお、昭和40年9月から41年6月までの標準報酬月額については、申立人のA社における40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和41年7月1日から同年9月1日までの期間については、B社は同年7月1日に設立登記され、雇用保険の記録から、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によれば、B社は昭和41年9月1日に適用事業所となっており、当該期間は適用事業所ではないことが確認できる上、A社及びB社の事業主は既に死亡しており、当時の申立人に係る保険料控除について、確認することができない。

また、A社及びB社の事業所別被保険者名簿から、従業員11人に文書照会を行い、5人から回答があったが、保険料控除について覚えている者はおらず、保険料控除について確認することができない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額の記録を平成8年8月から9年9月までの期間は56万円、同年10月から12年2月までの期間は59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から12年3月31日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額がそれ以前の標準報酬月額より低くなっている。申立期間のうち一部期間の給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成8年8月から9年9月までの期間は56万円、同年10月から12年2月までの期間は59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成12年3月31日）の後の同年4月7日付けで、9万8,000円にさかのぼって減額訂正が行われたことが確認できる。

また、A社の事業主及び複数の従業員は、「申立人は、設計、営業の業務を担当しており、社会保険の届出事務に関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額をさかのぼって減額訂正する合理的な理由は無く、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年8月から9年9月までの期間は56万円、同年10月から12年2月までの期間は59万円と訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年3月10日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月から20年3月まで

A社に勤務した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社の部品製作工場で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、「申立期間は申立人と同じくA社の部品製作工場で勤務していた。」と回答している元従業員の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和20年3月10日であること及び申立人のA社での仕事の内容、同僚の氏名、同年3月10日の空襲により同社工場が全焼したこと等についての供述内容から、申立人が、申立期間において同社で勤務していたことが推認できる。

また、厚生年金保険被保険者番号払出簿によれば、申立人は、前述の元従業員と共に、昭和17年1月1日に労働者年金保険の被保険者番号が払い出されたことが確認でき、労働者年金保険法は同年6月1日から施行されたことから、申立人は同年6月1日にA社において、労働者年金保険の被保険者資格を取得したものと推認できる。

さらに、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、「保険証焼失セルモ未交付 21. 1. 21」と記載されており、同社に係る厚生年金保険記録の一部が戦災によって焼失したことがうかがえる上、上述のとおり厚生年金保険被保険者番号払出簿において申立人に対して被保険者番号が払い出されているにもかかわらず、同被保険者名簿に申立人の記載が無いことなどから、これらの名簿が通常の事務処理において作成されたものとは考え難く、何らかの事情により消失し、復元されたものと考えられる。なお、申立人と共に申立期間に同社において勤務したとする元従業員及び他の元従業員1

名の計2名に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）が確認でき、これらの者は昭和17年1月1日に資格取得した記載があるものの、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間における社会保険事務所の年金記録の管理が適切であったとは考え難く、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和17年6月1日、喪失日は同社工場が空襲で全焼した20年3月10日であると認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和30年2月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月27日から33年1月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和24年2月から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社の辞令及びC社（昭和36年4月1日にA社からC社に名称変更）の社史から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

そして、B社の人事担当者は、「申立人は、A社に継続して勤務していたので、申立期間における厚生年金保険料は、当然控除されていたはずである。」旨供述している上、「申立人は、申立期間当時、A社D工場長であったが、同社同工場の副工場長兼本社営業部長であった同僚は、同社本社で昭和29年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人の所属も本社であると考えられる。」旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社E工場から同社本社への異動日については、申立人は、「申立期

間の直前まで、同社同工場の業務課長として勤務しており、昭和 29 年 11 月 27 日の株主総会で取締役D工場長に就任したが、本社の取締役として、すぐには赴任せず、30 年 2 月下旬に赴任した。」旨供述していることから、昭和 30 年 2 月 27 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 33 年 1 月のオンライン記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主が昭和 33 年 1 月 16 日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 30 年 2 月から 32 年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月1日から同年12月1日までの期間については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の平成3年12月31日から4年10月5日までの期間に係るA社における資格喪失日は、同年10月5日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額については、36万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月1日から同年12月1日まで  
② 平成3年12月31日から4年10月5日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成3年6月1日から4年10月4日まで継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の元従業員による「申立人は、平成3年6月ごろから営業担当として同社に勤務していたことを記憶している。」旨の供述から判断すると、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

そして、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から当該期間当時に厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員は、「同社は、試用期間が無く、私は入社と同時に厚生年金保険の加入記録があり、正社員として新規事業の営業担当であった申立人も試用期間は無く、厚生年金保険に加入して給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。」旨供述している。

このことは、上記元従業員が入社したと供述している時期と上記被保険者名簿における同人の被保険者資格取得日が一致していることから確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年12月のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成3年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は所在不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、A社の元従業員による「申立人は、平成4年10月上旬までは営業担当として同社に在籍していた記憶があり、厚生年金保険関係の事務手続には関与していなかった。」旨の供述から判断すると、申立人は、当該期間において、同社に勤務していたことが認められるところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成3年12月31日より後の5年12月2日付けで、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格は、3年12月31日にさかのぼって喪失処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同日（平成5年12月2日）付けで、被保険者資格が平成3年12月31日にさかのぼって喪失処理されたA社の元従業員は、申立人を含め7人確認できる。

さらに、A社の商業登記簿謄本によると、同社は、申立期間②において、解散・閉鎖されてはおらず、法人格を有していたことが確認でき、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年12月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録が有効なものとは認められず、申立人のA社に係る資格喪失日は、元従業員の供述から4年10月5日に訂正し、同年1月から同年9月までの標準報酬月額は、申立人のA社における3年12月のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立期間①については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和23年10月31日）及び資格取得日（昭和23年12月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を7,500円とすることが必要である。

申立期間②については、申立人のA社本社における資格喪失日は、昭和26年7月19日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間③については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格喪失日に係る記録を昭和27年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

申立期間④については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における資格取得日に係る記録を昭和28年6月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

申立期間⑤については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支店における資格喪失日に係る記録を昭和29年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①、③、④及び⑤の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年10月31日から同年12月1日まで  
② 昭和26年7月2日から同年7月19日まで  
③ 昭和27年8月1日から同年9月1日まで  
④ 昭和28年6月20日から同年7月1日まで

⑤ 昭和28年12月15日から29年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①から⑤までの厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、支店間の異動はあったが厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①、③、④及び⑤について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、申立てが認められても、厚生年金保険の加入月数が増加することは無く、年金支給額に変更が無いことは承知しているが、A社に勤務していたことは確かなので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、オンライン記録によると、A社B支店において昭和23年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月31日に資格を喪失後、同年12月1日に同社B支店において再度資格を取得しており、同年10月及び同年11月の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、同社B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の人事担当者は、「当社の人事記録から、申立人は、昭和19年12月16日から56年3月まで継続して勤務していることが確認でき、申立期間①及びその前後の期間において、業務内容や勤務形態に変更は無かった。」旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和23年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日について、誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年10月及び同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から、申立人は、申立期間②において同社に継続して勤務（同社本社から同社E支店に異動）していたことが認められる。

そして、申立人のA社本社から同社E支店への異動日については、申立人は、「本社における資格を喪失した昭和26年7月2日以後、2週間程度、本社に在籍し、残務整理を終えた後、E支店に赴任した。」旨供述していることから、昭和26年7月19日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立期間②については、申立人のA社本社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和26年7月19日であると認められる。

申立期間③については、雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社C支店から同社E支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

そして、申立人のA社C支店から同社E支店への異動日については、申立人は、「昭和27年8月1日以後も、C支店の出張命令で工事に従事し、その終了後、同支店における業務の引継ぎや残務整理に時間がかかり、結局、E支店には翌月になってから赴任した。」旨供述していることから、同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和27年7月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について昭和27年9月1日と届け出るべきところ、誤って同年8月1日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④については、雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社C支店から同社D支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

そして、申立人のA社C支店から同社D支店への異動日については、申立人は、「C支店から2、3日で異動したため、同支店の資格喪失日である昭和28年6月20日ごろにはD支店に赴任した。」旨供述していることから、昭和28年6月20日とすることが妥当である。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和28年7月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日について昭和28年6月20日と届け出るべきところ、誤って同年7月1日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間④に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間⑤については、雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社D支店から同社C支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

そして、申立人のA社D支店から同社C支店への異動日については、申立人は、「D支店における業務の引継ぎや残務整理のため、年内一杯まで同支店で勤務し、年明けからC支店に赴任した。」旨供述していることから、昭和29年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間⑤の標準報酬月額については、申立人のA社D支店における昭和28年11月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について昭和29年1月1日と届け出るべきところ、誤って28年12月15日として届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間⑤に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和21年11月1日に、資格喪失日に係る記録を22年5月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年11月1日から22年5月19日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和16年4月1日に入社し、定年により退職する47年4月20日まで継続して勤務しており、申立期間当時転勤により同社C工場に勤務し、厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間も被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

現在、軍需会社当時のA社の人事記録を保管しているD社及びE社から提出された人事記録によると、申立人は、昭和16年4月1日にA社へ入社し、47年4月\*日に定年退職するまで同社に継続して勤務していることが認められ、このうち申立期間は、A社C工場に勤務していることが確認できる。

しかしながら、E社の社史によれば、A社C工場は、昭和20年7月の空襲で焼失した同社B工場に替わる工場として復元されることとなったが、21年11月1日時点では、組織の立ち上げにとどまり、本格的な操業には至っていないことが確認できる。

一方、オンライン記録で確認できるA社C工場の記録により、同工場が厚生年金保険の適用事業所となった昭和22年8月1日において、厚生年金保険の被保険者資格取得の記録が確認できる4人について、厚生年金保険被保険者台帳の加入記録を確認したところ、全員が、同年8月1日以前は同社B工場で厚生年金保険の被保険者記録があるこ

とが確認できる。

また、A社C工場が厚生年金保険の適用事業所となる以前に在籍している従業員は、同社B工場において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、上記4人の従業員のうち一人は、A社C工場で自家用トラックの運転手の募集があり同工場に入社した旨供述しているものの、同工場が厚生年金保険の適用事業所となる昭和22年8月1日以前は、同社B工場で厚生年金保険の被保険者資格取得手続が行われていることが確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社B工場において事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時A社B工場において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年11月から22年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年8月28日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和62年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年5月31日から同年6月1日まで  
② 昭和62年8月28日から同年9月1日まで

C社（現在は、D社）に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和57年5月31日付けの退職届を提出し同日に退職した。

また、A社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。A社からB社に異動し、A社及びB社発行の在籍証明書もある。

申立期間①及び②も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、B社（A社と合併）は、申立人のA社における在籍期間を昭和57年6月1日から62年8月31日までと回答しているほか、A社及びB社発行の在籍証明書並びに従業員の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和62年9月1日に同社からB社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年7月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立

てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、D社の回答及び同社提出の昭和 57 年 6 月 2 日付けの人事異動通知から判断すると、申立人が同年 5 月 31 日までC社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人の雇用保険の加入記録によれば、資格取得日は昭和 54 年 4 月 1 日、離職日は 57 年 5 月 30 日となっており、申立期間①は勤務した期間となっていない。

また、D社は、申立期間①当時の月末退職者の厚生年金保険の取扱い、厚生年金保険料控除については資料が廃棄済みのため不明と回答している。

一方、当時の、社会保険及び給与事務担当者は、月末退職者の厚生年金保険被保険者資格喪失日を月末日にしていた可能性がある旨供述している。

このことは、C社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人の前後計 350 人のうち厚生年金保険の被保険者資格喪失者は 199 人おり、その資格喪失日は、月初日が 10 人、月中日が 54 人、月末日が 135 人確認でき、月初日喪失者の 10 人は、それぞれ人事異動及び 60 歳以上であることから確認できる。

さらに、D社は、当時のC社においては、給与は当月末締め当月 20 日支払、厚生年金保険料の控除は翌月控除である旨回答しており、複数の従業員は、退職月に 2 か月の厚生年金保険料の控除は無かった旨、及び退職月の厚生年金保険料を現金で徴収する請求も無かった旨供述している。

これらのことから判断すると、C社の月末退職者の資格喪失日を月末日とする取扱いがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年7月12日及び同年12月13日は50万円、19年7月14日は75万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月12日  
② 平成18年12月13日  
③ 平成19年7月14日

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、各申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から③までについて、申立人から提出されたB社作成の賞与の支給額が記載されている給与支給明細書により、申立人は当該期間における標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準賞与額については申立人から提出された上記給与支給明細書における賞与額から、申立期間①及び②は50万円、申立期間③は75万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を紛失したため、不明としており、これを確認できる関連資料及

び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月26日から44年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を43年4月26日に、資格喪失日に係る記録を44年6月1日とし、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から44年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、昭和43年4月26日からA社に継続して勤務していることが確認できる。

また、現在のB社の取締役である社会保険事務担当者は、はっきりしたことは分からないが、申立人は、申立期間のうち昭和43年4月26日から44年6月1日までの期間は正社員として働いていたと思う旨回答している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、当該期間当時、事業主を含め4人が厚生年金保険の被保険者として記録されており、加えて、当該被保険者名簿から照会し回答のあった従業員は、当該期間当時、事業主を除き従業員は4人勤務していた旨供述していることから判断すると、当該被保険者名簿に加入記録がある従業員と申立人を含めた4人が、当該期間当時、A社に在籍しており、申立人以外の従業員は厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同様の職種であり同年齢の者の

社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、当時の資料を保存していないことから、申立人の厚生年金保険料の控除について不明としているが、当該期間の事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年4月から44年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

なお、昭和43年4月1日から同年4月25日までの期間については、申立人がA社に勤務していたことは確認できない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から49年3月まで

私たち夫婦は、夫が昭和45年1月に会社を退職した直後に国民年金の加入手続きを行い、その後の夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、夫が昭和45年1月に厚生年金保険の適用事業所を退職した直後から夫婦一緒に国民年金保険料を納付し始めたと説明しているが、申立期間当時の保険料額等に関する記憶が曖昧である。

また、夫の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和49年7月ごろに払い出されており、申立期間当時に夫に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、夫は、45年1月は国民年金に未加入であり、同年2月から48年3月までの期間の保険料が未納であるほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、上記以外の状況は確認できなかったなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月

私は、平成元年7月末に厚生年金保険の適用事業所を退職し、国民年金の第3号被保険者の加入手続をした後、退職直後の月に国民年金保険料の未納があると知ったため、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法、納付場所、保険料額等に関する記憶が曖昧であり、申立人に当時の保険料の納付状況等について問い合わせをしたものの、申立人から十分な協力が得られないため、当時の状況が不明であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から49年3月まで  
私の母は、昭和48年ごろに私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、昭和48年ごろに母親が国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は57年7月に払い出されており、申立人は申立期間当時に母親から年金手帳を受領した記憶は無いと説明しているほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人は母親から保険料をさかのぼって納付したことを聞いたことがないと説明しているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から 55 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 55 年 2 月まで  
私の母は、私が 20 歳になったときに国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は、国民年金の加入時期、加入場所及び保険料の納付方法、納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間は、申立人が当時大学生であったため、国民年金の任意加入対象期間であり、申立期間当時、申立人の住民票があった市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳には昭和 51 年 10 月 1 日に国民年金の資格を喪失したことが明記されていることから、申立期間は国民年金に未加入期間となり、保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の弟も大学生であった 54 年 8 月から 58 年 3 月までの間に国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録が無く、国民年金に未加入であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から10年3月まで  
私は、平成10年4月の会社入社直後に人事担当者に国民年金の加入を勧められ、区役所か社会保険事務所（当時）でさかのぼって2年分の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成10年4月の会社入社直後に2年分の保険料を一括して納付したと説明しているが、当該納付時点では、申立期間のうち平成8年度の保険料は過年度保険料となり、9年度の保険料は現年度保険料となることから、一括して区又は社会保険事務所で納付することはできない。

また、オンライン記録により、申立人に対しては、国民年金の加入勧奨が行われたが、平成11年7月22日、12年3月21日、同年5月22日の各時点で未加入であったこと、及び同年6月26日に申立期間の被保険者資格取得の記録が追加されていたことが確認でき、当該記録追加時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から62年6月まで  
私の母は、私が大学を卒業した後に農協の職員を通じて私の国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は、農協の職員に納付書と預金通帳を渡して保険料を納付していたと説明しているが、申立人の預金口座元帳には平成2年3月に同年1月分及び2月分の保険料が引き落とされて以降保険料が引き落とされている記録はあるものの、それ以前に引き落とされた記録は無い。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年9月に払い出されており、申立人は、申立期間直後の昭和62年7月から平成元年3月までの期間の保険料を元年10月に過年度納付していることがオンライン記録から確認でき、当該払出し又は過年度納付の時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から53年12月まで  
私の母は、私が20歳になったときに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等が聴取できないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和54年4月に払い出されており、申立期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第3回特例納付及び過年度納付によりさかのぼって納付する以外にはないが、申立人は母親から特例納付及び過年度納付をしたとは聞いたことはないと説明していること、申立期間当時に申立人と同居していたとする兄及び弟も20歳時から数年間は保険料が未納となっていることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたころをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から同年9月まで

私は、平成2年7月に会社を退職した後、町役場で夫婦二人の国民年金の加入手続きをしたと思う。また、国民年金保険料として4、5万円を支払ったことを憶えている。申立期間が、妻の保険料は納付済みとなっているのに、私は国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、厚生年金保険から国民年金への種別変更手続き及び国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳に関する記憶が曖昧である上、オンライン記録によると、当該期間は未加入期間であるため、納付書が発行されず、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から2年3月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母親は、国民年金の加入手続の時期、手続場所、保険料の納付場所及び納付額の記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日は申立期間より後の平成3年9月6日となっているため、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である上、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の兄も、申立人と同様に20歳到達時から厚生年金保険に加入するまで国民年金に未加入であり、母親も申立期間は国民年金に未加入であるなど、母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から6年2月まで  
私は、20歳になった平成5年\*月に区役所で国民年金の加入手続を行い、就職するまでの4か月間の国民年金保険料を区役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間の保険料を納付した場合の金額と異なっている。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る平成5年11月26日の資格取得と6年3月22日の資格喪失の記録は、10年1月5日に追加されたものであることが確認でき、申立人が保険料を納付したとする時点では、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月及び同年 2 月

私は、会社を退職した平成 10 年 1 月に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、その後、郵送で納付書を受け取ったが、しばらくの間放置していたところ、督促状を受け取ったことから金融機関で保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付場所及び金額についての記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間には国民健康保険にも加入したとしているが、申立人が当時居住していた市では、申立人の申立期間当時の国民健康保険の加入履歴は無いとしていること、オンライン記録では、申立期間は未加入期間とされており、保険料納付書は発行されないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 8 月から 53 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月から 53 年 9 月まで

私の妻は、会社を退職した昭和 54 年 8 月ごろに自身の国民年金の加入手続を行った際、区役所の職員から、私が国民年金に未加入であることを指摘され、未納期間の保険料をすべて納付することができるという説明されたことから、加入手続を行い、保険料をさかのぼって納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の妻は、昭和 54 年 8 月ごろに自身と申立人の国民年金の加入手続を行い、その 1 か月後ぐらいに申立期間の保険料をまとめて納付したと説明しているが、妻の国民年金手帳の記号番号は 54 年 8 月ごろに払い出されているものの、申立人の手帳記号番号は 55 年 10 月に払い出されている。

また、申立人は、昭和 55 年 11 月 27 日付けの申立期間直後の 53 年 10 月から 55 年 3 月までの過年度保険料の領収証書及び 55 年 4 月から同年 12 月までの現年度保険料の領収証書を所持しており、当該納付日時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、妻が納付したとする保険料額は、上記の過年度保険料及び現年度保険料の合計額におおむね一致することなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から51年3月まで

私の母は、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。母から保険料の領収書を受け取り、これと引換えに区役所から年金手帳を受け取ったことも記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、母親から受け取った申立期間の保険料の領収書の提出と引換えに、現在所持する年金手帳を区役所から受け取ったと説明しているが、申立期間のうち昭和46年12月から50年3月まで申立人が住民登録をしていた市では、当該期間は印紙検認方式によって保険料を収納していたとしており、通常、領収書は発行されないと説明していること、申立人は、母親から国民年金手帳を受け取った記憶は無いと説明していること、申立人は50年3月に現在所持する年金手帳を受け取ったとする区に住民票を移していることから、母親が同月以降の申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、現在所持する年金手帳を受け取ったとする区において、申立期間後の昭和51年12月に申立人の夫と連番で払い出され、申立人は、夫と同様に51年4月から保険料の納付を開始しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで  
私は、両親から国民年金保険料を援助すると言われたため、区役所で国民年金の加  
入手続をし、20 歳までさかのぼって保険料を納付した。申立期間の保険料が未納と  
されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確  
定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第 2 回特例納付実施期間中  
の昭和 50 年 11 月ころに払い出されており、申立人が所持する領収書により、申立人は、  
50 年 12 月 28 日に、20 歳到達時から申立期間直前までの保険料を第 2 回特例納付によ  
り納付するとともに、申立期間直後の 48 年 10 月から 50 年 3 月までの保険料を過年度  
納付していることが確認できるが、申立期間は第 2 回特例納付の納付対象期間ではなく、  
また、当該納付時点で申立期間は時効により保険料を過年度納付することができない期  
間であったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周  
辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申  
立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 11 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月から 41 年 3 月まで  
私の父は、私が 20 歳の時に国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の所持する年金手帳には国民年金の記号番号の記載は無く、申立人は、平成 13 年 6 月 22 日に基礎年金番号により国民年金被保険者資格を取得していること、申立期間当時に申立人に国民年金の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から61年3月まで  
私は、昭和59年12月に会社を退職した後、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付場所、納付方法、納付金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、厚生年金保険加入により昭和58年4月1日に被保険者資格を喪失した後、第3号被保険者制度が発足した61年4月1日に第3号被保険者資格を取得した旨が記載されており、申立期間の被保険者資格の取得に係る記載がないこと、上記の第3号被保険者資格の届出の処理日は61年8月7日とされており、申立期間は任意加入適用期間であるため、当該届出時点ではさかのぼって加入することはできないこと、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 62 年 6 月に会社を退職した後、母の助言を受け納付資金を借りて、平成元年 3 月ごろに市役所の出張所で国民年金の加入手続きを行い、同年 4 月ごろに同出張所で申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、平成元年 4 月ごろに保険料をまとめて納付したとする保険料額及び納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人が国民年金加入の助言を受け納付資金を借りたとする申立人の母は、「息子が車を購入する時など、まとまったお金が必要なときは援助させられたが、国民年金保険料の納付のときに援助したかどうかはよく憶えていない。また、援助した申立期間<sup>おぼ</sup>についての保険料額についても記憶していない。」と述べている。これらのことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から54年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から54年7月まで  
私の母は、私が出国した昭和53年7月ごろに私の国民年金の加入手続を行い、加入した月から私が帰国した54年7月までの期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母は、加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金に加入した記録が無い上、申立人は、「現在所持している年金手帳は、平成19年12月ころに私が居住していた地区を所轄する社会保険事務所（当時）で交付してもらったものであると思う。」と述べており、当該手帳以外に年金手帳を所持していた記憶が無く、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 8620 (事案 6595 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から46年3月まで

私は、結婚した昭和40年5月に、自宅に来た区の職員に国民年金の加入を勧められ、夫婦二人の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付方法、納付頻度、納付額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年1月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年1月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、申立期間当初の昭和40年5月に夫婦二人で生活していた自宅で国民年金の加入手続を行ったことに間違いはないと主張しているが、申立人の手帳記号番号は前述のとおり46年1月ごろに払い出されており、今回、再申立てを踏まえ、改めて当委員会において申立人の夫の手帳記号番号が払い出された40年7月ごろの国民年金手帳記号番号払出簿を幅広く精査したが、申立人の氏名は記録されていなかった。

また、申立人はさかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、当委員会における口頭意見陳述の結果からも申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年10月から平成3年3月まで  
私の母は、平成3年4月以降、私の国民年金の加入手続を行い、その際に未納であった国民年金保険料をさかのぼって一括納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたとする母親は、加入手続の時期及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成4年5月ごろに払い出されているが、申立人は申立期間当時は大学生であり、申立期間は任意加入適用期間の未加入期間であるため、さかのぼって保険料を納付することができないほか、申立人の母親は加入手続時に出張所で保険料を納付したと説明しているが、出張所では過年度保険料の収納は行っていないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、平成4年5月ごろに払い出された国民年金手帳を1冊所持しているが、申立期間当時に別の手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に手帳記号番号が払い出された記録も無いなど、申立期間当時に申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から平成元年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年10月から平成元年6月まで  
私の母は、昭和61年10月ごろに私の国民年金の加入手続を行い、以後の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、申立期間に関する保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立人の母親は、申立人の所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」が昭和61年10月11日と記載されていることをもって、同日前後に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、当該年月日は、国民年金の被保険者資格を取得した日であり、実際に国民年金の加入手続や保険料の納付を行った時点を表すものでない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成3年7月ごろに払い出されており、申立人の母親は申立期間当時に別の手帳を所持していた記憶が定かでなく、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から7年3月まで  
私の母は、区役所で私の国民年金保険料の免除申請の手続を行ってくれた。申立期間の保険料が未納とされ、保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立期間の免除申請を行ったとする申立人の母親は、免除申請手続の時期等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の母親は、免除申請手続を行ったのは1度であると説明しているが、申立期間当時に申立人が居住していた区では、免除申請は年度ごとに手続が必要であると説明しており、申立期間直後の平成7年度の免除申請手続を平成7年5月26日に行っていることがオンライン記録で確認できることから、申立人の母親が行ったと説明する1度の免除申請手続は当該期間に係るものと考えられるなど、申立人の母親が申立期間の免除手続を行っていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から平成元年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月から平成元年 9 月まで

私は、会社を退職後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。結婚後は、私が夫婦二人分の保険料を市役所で納付していた。当時の確定申告書の控除欄に国民健康保険と国民年金保険料を記載した記憶がある。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 7 年 8 月ごろに払い出されており、申立人が現在所持している年金手帳には当該記号番号が記載され、申立人は申立期間当時に上記年金手帳以外の手帳を所持していたかどうかの記憶が曖昧であるなど、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人が昭和 61 年 3 月まで居住していた市から 54 年 6 月 12 日に申立人に送付されてきた「国民年金についてのお知らせ」を所持しているが、このお知らせには調査票に加入状況等を記入して回答するように記載されており、「国民年金強制加入該当者と思われる」人を対象に送付されたものと考えられることから、当該書類の送付時点では、申立人は国民年金に加入していなかったものと推察されるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料は納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から平成元年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年12月から平成元年9月まで  
私は、会社を退職後、厚生年金保険証書が送付されたので、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。結婚後は、夫が夫婦二人分の保険料を市役所で納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成5年3月ごろに払い出されており、申立人が現在所持している年金手帳には当該記号番号が記載され、申立人は申立期間当時に上記年金手帳以外の手帳を所持していたかどうかの記憶が曖昧であるなど、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の夫は、申立人及び昭和56年6月に申立人と婚姻した夫が61年3月まで居住していた市から54年6月12日に送付されてきた「国民年金についてのお知らせ」を所持しているが、このお知らせには調査票に加入状況等を記入して回答するように記載されており、「国民年金強制加入該当者と思われる」人を対象に送付されたものと考えられ、申立人は婚姻前は夫と同じ市に居住し、自身にも同様の書類が送付されていたが破棄したと説明していることから、当時、申立人は国民年金に加入していなかったものと推察されるなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料は納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

私は、国民年金の制度が始まった昭和36年ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料を納めた。1年だけ納めてその後の3年間納付しないことはないはずで、ずっと夫と一緒に納めてきた。申立期間について、夫の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金加入後、保険料の納付を夫の分と一緒に継続して行っていたと説明しているが、国民年金被保険者名簿及び特殊台帳により、申立人は第1回特例納付及び第2回特例納付により申立期間直後の昭和40年4月から42年7月まで保険料を納付していることが確認でき、これらの特例納付が行われるまでは未納であったこと、これらの特例納付が行われた時点で、夫に特例納付による保険料の納付があったことがわかる事情は確認できず、夫婦の納付行動は別々であったと考えられる。

また、これらの特例納付について、申立人は、第1回特例納付にあつては、特例納付時点で60歳到達時まで保険料を納付したとしても、年金受給資格期間（300か月）を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要な納付月数分（16か月）の保険料の特例納付を行ったものと考えられ、第2回特例納付にあつては、特例納付時点で昭和48年4月から同年9月までの期間の保険料が未納であったことから、当該未納月数（6か月）を考慮して特例納付を行ったものと考えられることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から59年10月までの期間及び63年3月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和58年9月から59年10月まで  
② 昭和63年3月から同年9月まで

私は、会社退職後の昭和58年9月に国民年金と国民健康保険の加入手続を区民事務所で行い、国民年金保険料は送付された納付書で金融機関及び郵便局から毎月納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続、保険料の納付方法及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されており、申立人が現在所持する年金手帳にも国民年金の記号番号は記載されていない。

さらに、申立人は、申立期間①当初に、区民事務所で国民年金の加入手続を行い毎月金融機関等で納付していたと説明しているが、当該区民事務所の業務開始は、当該期間後の昭和61年4月7日であり、同年9月までの納付方法は3か月単位の納付書であったなど、相違している。

加えて、申立期間①及び②は、いずれも直前の厚生年金保険期間が平成10年2月2日に記録追加されたことにより、未加入期間から未納期間に訂正された期間であり、それまでは未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 59 年 6 月に国民年金に加入したが、4 年間くらい国民年金保険料を滞納していた。保険料の督促があった平成元年 1 月ごろに、市役所の窓口で未納期間の保険料をすべて納付したいと申し出たところ、過去 2 年分しか受け取れないと説明を受け、保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、20 歳時の昭和 59 年\*月に加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 3 年 5 月に払い出されていることが確認できる。

また、申立人は、当該払出時点で過年度納付することが可能な申立期間直後の平成元年度分の保険料を 3 年 5 月 30 日に、2 年度分の保険料を同年 12 月 2 日に納付しているが、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、保険料をさかのぼって納付したのは初回納付時のみであるとしており、2 年分の保険料をさかのぼって納付したとする主張は上記の過年度納付の状況に合致していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年2月から同年5月までの期間並びに11年4月及び同年5月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年2月から同年5月まで  
② 平成11年4月及び同年5月

私は、申立期間当時、市役所の職員から国民年金保険料の免除申請時期について誤った教示を受けたために免除申請手続きが遅れてしまい、申立期間の保険料が未納となってしまった。その後、市役所の職員と話し合い、申立期間の保険料を免除すると言われたのに、申立期間の保険料が未納とされ、免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、オンライン記録により、申立人は平成10年度にあつては平成10年7月5日に、平成11年度にあつては平成11年7月30日にそれぞれ免除申請をしていることが確認でき、当時、免除期間の始期は申請のあつた日の属する月前における直近の基準月（納期限が経過していない月）とされており、申立期間当時の保険料納期限は翌月末日であつたことから、上記申請日に免除申請を行った場合には申立期間を免除期間とすることはできないこと、申立人は市から免除すると言われたとしているが、免除申請に対する承認等の決定は市ではなく、社会保険事務所（当時）が行うものであることなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 43 年 3 月まで  
私は、結婚した昭和 40 年 11 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、結婚した昭和 40 年 11 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、45 年 10 月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、当該払出時点では申立期間は、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人が所持する領収証書により、申立人は、申立期間直後の昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月までの期間について、47 年 6 月に第 1 回特例納付を行っていることが確認でき、当該特例納付により、申立人が 60 歳到達時まで保険料を納付した場合の納付月数は 306 か月となることから、申立人は国民年金の受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付を行ったものと考えられるなど、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から平成元年3月まで

私は、婚姻後に妻が区の出張所で、過去の未納分の国民年金保険料を今なら払える  
と聞き、妻が加入手続をし、保険料をさかのぼって分割して支払ってくれた。その後  
は、毎月、二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされているこ  
とに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料  
(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及び妻は、国民年金の加入時期、加入手続、  
保険料の納付時期及び納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、一緒に保険料を納付したとする妻は、国民年金手帳の記号番号が払い出された  
平成元年6月以降に、昭和62年4月から平成元年4月までの自身の保険料を分割して  
さかのぼって納付していることは確認できるものの、申立期間のうち、婚姻後の昭和  
57年11月から62年3月までの保険料は未納となっているなど、妻が申立期間の保険  
料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された平成3年10月時点では、申立期間は、  
時効により保険料を納付することができない期間である上、申立期間当時、申立人に対  
して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申  
立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年7月から57年6月まで  
私の母は、昭和57年6月ごろに、自宅に来た区役所の職員に勧められて私の国民年金の加入手続きを行い、20歳までさかのぼって国民年金保険料をまとめて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が曖昧である上、母親が申立期間の保険料をさかのぼって納付してくれたとする昭和57年6月ごろ及び申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された59年9月は、特例納付の実施期間外である。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和59年10月に、当該時点で納付可能な57年7月から59年12月までの保険料をさかのぼって納付していることが確認でき、納付したとする母親が記憶している一括納付の金額は、当該納付済期間の保険料額とおおむね一致するなど、母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで  
私は、国民年金の加入手続の記憶は無いが、国民年金保険料を集金人に納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続を行った時期及び場所等に関する記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和38年11月に払い出されていることが確認でき、当該時点において、申立期間を過年度納付することが可能であるが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶が曖昧である。

さらに、申立人が、当時住み込みで働いていた店で、一緒に保険料を納付していたとする店主の娘も、申立人と同様に昭和38年4月の保険料から納付しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月

私は、昭和 63 年 7 月に会社を退職し、次の会社に勤めるまで期間が空いたため、妻と一緒に国民年金に加入して、その場で夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。妻が納付済みとなっているのに、私だけ申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したとする納付金額は、当該期間の保険料額と大きく異なっている。

また、一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとする妻は、申立期間の保険料が納付済みであるものの、オンライン記録によると、納付年月日は申立期間より後の平成元年 1 月 12 日であることが確認できる上、申立期間は、未加入期間であるため、納付書は発行されず、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から59年1月まで

私は、昭和57年2月の退職後、父親に勧められて、私自身か父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、申立人が、申立人の加入手続を行い、保険料を納付していた可能性が高いとする父親からは当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成2年6月に払い出されていることが確認でき、申立人は現在所持している年金手帳以外の手帳を見たことは無いと説明しているなど、申立期間当時、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月から平成元年 3 月まで  
私の母は、両親が地方から T 県に戻って来た後、兄の分と一緒に私の国民年金の加  
入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未  
納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資  
料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を  
行ったとする母親は、加入手続の時期、保険料の納付時期、納付額等についての記憶が  
曖昧である。

また、申立人は、「自分の母が、私と私の兄の加入手続を一緒に行い、二人の国民年  
金保険料の納付をした。」と述べているが、申立人の兄の国民年金手帳の記号番号は、  
申立期間を 2 年以上過ぎた平成 3 年 5 月ごろに申立人と連番で払い出されているものの、  
申立人の兄も申立期間について未加入及び未納となっているなど、申立人の母親が申立  
期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人及びその母親は、現在所持する手帳以外に手帳を所持していた記憶は  
なく、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうか  
がわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申  
立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 8640 (事案 6127 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から40年1月までの期間及び43年12月から52年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から40年1月まで  
② 昭和43年12月から52年7月まで

私は、昭和37年10月に国民年金に加入し、40年1月まで国民年金保険料を郵便局で納付してきた。また、その後は、会社を退職した43年12月から44年10月までの保険料を郵便局で、国外に転居した44年11月から48年3月まで保険料を口座振替で、帰国した48年4月から49年10月まで保険料を郵便局又は区の出張所で、再び国外に転居した49年11月から52年7月までの保険料を帰国後の57年に2回に分けて郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間①については、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市及び区の保険料の納付方法と相違する。

また、申立期間②については、当該期間のうち昭和43年12月から49年10月までの期間については、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧であり、43年12月から44年10月までの期間については、納付書により保険料を納付したとする方法が、申立人が当時居住していた区の保険料の納付方法と相違しており、44年11月から48年3月までの期間については、口座振替で保険料を納付したとする方法が、申立人が保険料を納付したとする市の納付方法と相違する上、48年4月から49年10月までの期間については、申立人は、郵便局で保険料を納付したときに領収証書とシールをもらったと説明しており、申立人が当時居住していた区の納付方法と相違する点がある。

さらに、申立期間②のうち昭和49年11月から52年7月までの期間については、当

該期間の保険料をまとめて納付したとする昭和 57 年時点では、時効により当該期間の保険料を納付できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、所持する年金手帳及びオンライン記録により、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 52 年 10 月に国民年金に任意加入していることが確認でき、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付できない上、申立期間②の大部分は国外に居住していることから国民年金に加入できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、申立期間①のうち昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月までの期間については、当時、申立人が臨時アルバイトをしていた郵便局の元局長から、申立人が当該期間の保険料を納付していたことに関して証言を得られたと主張するが、当該元郵便局長は、当時、申立人が納付書で保険料を納付していたと証言しており、これは申立人が当時居住していた市の保険料の納付方法と相違する上、申立期間②については、申立人には、2 か所の海外居住期間があり、当該期間は、制度上、国民年金の適用除外期間となるため、保険料を納付することができない期間であること、また、申立人は当初、口座振替で保険料を納付したとしながら、帰国した際は、納付書が送付されてきたので、当該納付書で納付していたと説明しており、2 種類の納付方法が混在する説明は不自然であることなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

また、当委員会での口頭意見陳述においても、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から10年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から10年4月まで

私は、平成7年4月に会社を退職して、厚生年金保険を喪失したため、転居後に、国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、10年5月に就職するまで、国民年金保険料と国民健康保険料を一緒に納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続の状況、保険料の納付時期及び納付額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、退職後、区に転居した平成7年5月に、国民年金と国民健康保険の加入手続を一緒に行ったと説明しているものの、申立人が提出した当該区の20年9月発行の「国民健康保険台帳記載事項証明書」によると、申立人は、国民健康保険被保険者資格を9年4月に取得し、10年5月に喪失していることが確認できる上、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年3月まで

母は、私が在学中の20歳のときに、私の国民年金の加入手続きを行い、私が就職するまで、国民年金保険料を納付してくれていたと、母から何度も聞かされていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である上、申立期間は、未加入期間であることから、納付書は発行されず、保険料を納付することができない期間である。

また、母親は、申立期間は国民年金に未加入であり、同居の弟も学生の期間は国民年金に未加入であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、母親から国民年金手帳を受け取った記憶が無いと説明しており、当時居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無いなど、申立期間当時、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から53年3月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納めてくれていた。  
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、母親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の姉は、申立期間中、実家で母親と同居していた昭和48年1月までの保険料は納付済みとなっているが、申立人は、高校卒業後に実家を離れ、県外の転居先で夜間の専門学校に通学しながら会社勤務等をしてきたと説明しており、戸籍の附票でも50年5月から転居先に住所登録されているため、少なくとも当該転居時点以降は、実家の母親が申立人の保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人は、自身が保険料を納付するようになった際、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いと説明しているなど、母親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金手帳を母親から手渡された記憶が無く、申立人の実家のあった町及び所轄社会保険事務所(当時)において、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録も無い上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から54年3月まで  
私は、昭和54年4月に夫が国民年金の加入手続を行った際、私も加入するよう勧められ、20歳までさかのぼった期間の国民年金保険料として約8万円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付したとする昭和54年には第3回特例納付が実施されていたものの、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことが確認できる昭和56年4月時点には特例納付は実施されておらず、申立人は、特例納付により保険料を納付した記憶が無い上、納付したとする金額は、申立期間の保険料を第3回特例納付等により納付した場合の保険料額とも大きく異なっている。

また、申立人が居住する村が管理する保険料の収納簿により、申立人は、申立期間後の昭和54年4月から56年4月までの保険料を、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された同年4月に一括納付していることが確認できる上、当該納付金額は、申立人が納付したとする金額とおおむね一致しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月

私は、厚生年金保険の資格を喪失したため、平成8年10月に区役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、その際、国民健康保険料と併せて申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付額の記憶が曖昧である上、申立期間の保険料をさかのぼって納付したとする平成8年10月時点は特例納付実施期間ではなく、申立人が保険料を納付したとする区役所は、過年度分の保険料の収納事務を取り扱っていない。

また、申立人は、申立期間の保険料と併せて国民健康保険料を納付したと説明するが、申立人が当時居住していた区では、国民健康保険料は前年度所得を基に計算して世帯主に請求するものであるため、加入した日に当該保険料の納付を請求することは考えられない上、申立人の世帯は平成7年度から口座振替により国民健康保険料を納付しており、申立人は世帯主でもなかったため、申立人に対して当該保険料の納付を求めることは考えられないと説明しているなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から63年3月まで  
母は、私が学生のとときに、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親は、加入時期及び保険料納付に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間であるため、保険料を納付することができない期間であり、申立人と当時同居していた双子の妹二人も、一人は20歳到達時の平成2年\*月から3年4月に厚生年金保険に加入するまで国民年金に未加入である上、もう一人も学生が強制加入被保険者となった3年4月直前まで国民年金に未加入であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から12年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から12年1月まで

私は、平成10年2月ごろ、国民年金保険料をさかのぼって納付した。その後転居したが、私の母が、申立期間の残りの期間の保険料をさかのぼって納付してくれたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付をしたとする母親は、加入手続をした場所、保険料を納付した時期、頻度等の記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録が無く、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年6月から59年6月まで

私は、結婚する約1年前に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。転居時に国民年金に加入手続前の未納期間の保険料をさかのぼって納付し、結婚後は、妻が私の保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、婚姻1年前から納付したとする保険料及びさかのぼって納付したとする保険料の納付場所、納付金額等に関する記憶が曖昧である上、婚姻後に申立人の保険料を納付したとする妻は、納付場所、納付金額等に関する記憶が曖昧であり、妻も申立期間のうち婚姻後の期間の大部分の自身の保険料が未納である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無く、申立期間は未加入期間であるため、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、厚生年金保険手帳のほかに国民年金手帳を所持していたことはないと説明しており、申立期間当時、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年3月まで  
私が勤務していた会社の社長は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を給与から天引きして納付してくれていた。退職後は両親が私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人、申立人の勤務先の会社社長及び両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当該会社関係者及び両親から当時の納付状況等を聴取することができないため当時の状況が不明である。

また、申立人が給与から天引きされていたとする金額は、当時の保険料額と大きく相違すること、申立人の国民年金手帳の記号番号は2回払い出されており、昭和36年6月に払い出された一つ目の手帳記号番号の払出簿には、不在により消除された旨が記載されており、当該手帳記号番号により保険料を納付することはできないこと、二つ目の手帳記号番号が払い出された63年4月時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であるほか、オンライン記録により、申立期間は、63年4月7日に被保険者期間として記録追加されていることが確認できることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から48年12月まで  
私の母は、私が20歳になった時から私の国民年金保険料を納付してくれていた。当時、両親の経営する飲食店で一緒に働いていた従業員の保険料は納付済みとなっているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から納付状況等について聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和49年7月以降に払い出されていることが確認でき、申立期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第2回特例納付及び過年度納付による以外にないが、申立人は、母親から、申立期間の保険料をさかのぼって納付したという話は聞いたことが無いと説明していること、申立人の両親が経営する飲食店に申立期間前から勤務し、母親が保険料を納付していたはずと申立人が説明する元従業員は、36年1月に手帳記号番号が払い出されているが、保険料の納付は42年4月から開始されていることが確認でき、加入当初の6年間は保険料が未納となっていること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年11月までの期間及び51年8月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年10月まで  
② 昭和49年11月  
③ 昭和51年8月から53年3月まで

私は、結婚後に主人が家業を継ぐために会社を退職した昭和51年8月ごろに夫婦で国民年金に加入した。加入の際に、過去の未納の国民年金保険料を一括して、さかのぼって納付できることを知り、一括して保険料を納付し、その後は夫婦一緒に保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和51年8月に国民年金の加入手続をし、当該期間の保険料をさかのぼって納付したとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、55年6月に払い出されていること、手帳記号番号が払い出された時期は、第3回特例納付の実施期間中であるものの、申立人は、特例納付についての記憶が曖昧であり、納付したとする金額は、当該期間の保険料額と大幅に相違することなど、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は、当該期間は未加入期間として認識しており、当該期間の保険料は納付していなかったと説明しており、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

申立期間③については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料を夫婦一緒に納付していたと説明しているが、上記のとおり申立人の手帳記号番号は、当該期間後の55年6月に払い出されており、当該期間の保険料を夫婦一緒に納付することができ

ないこと、当該手帳記号番号の払い出された時点では当該期間の保険料は時効により納付することができないことなど、当該期間の保険料を夫婦一緒に納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、現在所持している年金手帳は国民年金の加入手続をした際に交付されたものであり、別の手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間①及び③当時に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から6年2月まで

私は、平成5年12月に会社を退職した後、6年1月に区役所で国民年金への切替  
手続を行い、同年3月に再就職した会社の近くの郵便局で申立期間の国民年金保険料  
を一括で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに  
納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確  
定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立期間の前後は厚生年金保険加入期間であるが、申立人が所持する年金手帳  
の国民年金記録欄には申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得の記載が無いほか、  
当時居住していた区での住所の記載が無く、国民年金の再加入手続及び住所変更手続が  
行われていなかったと考えられること、申立人は、当該手帳のほかに手帳を所持してい  
た記憶は無いと説明していること、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料  
を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付して  
いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申  
立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成11年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月及び同年11月

私は、20歳になった平成5年\*月に国民年金に加入して、学生時の国民年金保険料の申請免除期間を除き保険料はすべて納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する平成11年12月9日に再発行された年金手帳には申立期間当時の資格得喪の記録が記載されていないこと、オンライン記録により、申立人に対しては、申立期間について国民年金への加入勧奨が行われたが、13年8月23日現在まで未加入であり、その後も加入手続がなされていないことが確認でき、申立期間の保険料を納付することができなかったこと、申立人は、当時勧奨状が送付されてきた記憶は無く、国民年金の再加入手続をして保険料を納付した記憶も無いと説明していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から54年3月まで  
私は、昭和50年4月に国民年金の加入手続を行い、ずっと国民年金保険料を納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和55年4月に払い出されており、申立期間の保険料を納付するためには、当時実施されていた第3回特例納付及び過年度納付により納付する以外にないが、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していたことは無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月、61 年 2 月、平成 2 年 2 月及び同年 3 月、3 年 3 月並びに 6 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月  
② 昭和 61 年 2 月  
③ 平成 2 年 2 月及び同年 3 月  
④ 平成 3 年 3 月  
⑤ 平成 6 年 10 月及び同年 11 月

私は、昭和 60 年 4 月に初めて国民年金の加入手続をし、その後退職した都度、国民年金の加入手続を行い、失業期間が長い時期は免除申請したが、加入期間の国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が現在所持する年金手帳には、厚生年金保険の記号番号のみが記載され、国民年金手帳の記号番号の記載は無く、申立人は当該手帳のほかに年金手帳を所持していた記憶が曖昧であり、オンライン記録にも申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無い。

また、申立期間は、いずれも平成 10 年 8 月に被保険者資格得喪記録が追加されたことにより基礎年金番号をもって未加入期間から未納期間に記録整備されたものであり、申立期間当時は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月1日から35年11月6日まで  
年金受給の手続をしたときに、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。  
しかし、退職したときには、年金の事を知らなかったので、脱退手当金を受給していない。年金記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿に記載された女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年11月6日の前後約3年以内に資格喪失した者3名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和35年12月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 12411 (事案 5160 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月 1 日から 52 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 53 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から申立期間①の一部について勤務は認められるものの、厚生年金保険の取扱いについて確認できないなどの理由により、記録の訂正を行うことはできないと通知があった。

しかし、勤務していたことは確かであり、厚生年金保険料も控除されていたので判断に納得ができない。

また、申立期間②について、A社に勤務し、厚生年金保険料を給料から控除されていた。

3人の同僚を紹介するので、調査の上、申立期間①及び②について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、雇用保険の加入記録により、申立期間①のうち、昭和 52 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、A社に勤務していたことは認められるが、同社は既に解散しており、当時の事業主、担当役員及び社会保険事務担当者は死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについて確認できなかったこと、また、申立期間①に厚生年金保険に加入していた従業員 6 人から、A社の厚生年金保険の取扱いについて確認できなかったこと等から、申立期間①について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 18 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は前回の審議結果に納得できないとして、今回、3人の同僚

の氏名を挙げて再申立てを行っているが、一人は、既に前回調査において照会済みであり、一人は住所等を特定できないことから照会することができず、一人は、「申立人を覚えているものの、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と供述している。

以上のことから、申立人からの新たな情報については、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、A社に係る商業登記簿謄本により同社は既に解散しており、当時の事業主、担当役員及び社会保険事務担当者は死亡していること、また、申立人が同僚3人の氏名を挙げているが、上記1の調査結果のとおりであることから申立期間②に係る勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月1日から31年7月1日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び上司や同僚の厚生年金保険の加入記録から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人は、A社の宣伝直売店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は申立期間当時の宣伝直売店について、「資料が無く確認できない。また、当時の職員名簿において、宣伝直売店に勤務していた従業員の氏名は確認できない。」と回答している。

また、申立人と同時に入社したとする二人の同僚のうち一人は、「昭和29年10月ごろに入社した。」、もう一人は、「申立人は半年ぐらいで退職した。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、上記の上司及び二人の同僚の資格取得日は、昭和30年6月24日であることが確認できる。

さらに、同僚は、「申立人が退職した後に後任が入社してきた。」と供述しているが、その者の厚生年金保険の資格取得日は昭和30年9月1日であることが確認できる。

以上のことから、A社は、宣伝直売店に勤務していた従業員の厚生年金保険の加入について、申立人が退職した後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 7 月 1 日から 26 年 8 月 1 日まで  
A社に勤務していた申立期間の加入記録が無い。同社は、B社が解体された後設立された会社で、引き続き勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C支店（同社同支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、B社C支店から名称変更し、事業主欄にはB社と記載されている。）において昭和 24 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、申立期間も同社同支店に勤務していたと申し立てているところ、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は、同年 3 月に閉鎖機関に指定され、さらに、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によれば、申立人と同様に同年 7 月 1 日で被保険者資格を喪失した従業員が複数人確認できる。

また、A社C支店は、閉鎖後に、D社E事務所となり、昭和 26 年 6 月 1 日に適用事業所でなくなるまで整理業務が行われており、申立期間のうち同年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間は適用事業所となっていない。

さらに、申立人は、5人の同僚の名前を記憶していたが、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、そのうちの二人は、申立人と同様に、昭和 24 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失しており（他の二人は、昭和 22 年 11 月資格喪失、一人は不明）、その他にも、4人の従業員が、申立人と同日に被保険者資格を喪失していることが確認できるものの、これらの同僚が、申立期間において申立人の主張するA社C支店に在籍していたことを確認することができない。

なお、申立人の厚生年金保険被保険者台帳とオンライン記録とは、厚生年金保険の被保険者記録が一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 12414 (事案 1578 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②の資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで  
② 平成 10 年 3 月 31 日から同年 4 月 21 日まで  
③ 平成 11 年 11 月 1 日から 12 年 3 月 31 日まで

A社に勤務していた申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が相違しており、また、B社に勤務していた申立期間③の加入記録が無い旨を第三者委員会に申立てたところ、同委員会から、申立期間の勤務の確認できる資料が無いなどの理由により、記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、勤務していたことは確かであり、また資格喪失日も相違しているので判断に納得できない。新たな資料や情報は無いが、各申立期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②において勤務していたA社は、人事記録等により、「申立人の採用日は昭和 40 年 5 月 1 日であり、同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している。また、申立人は平成 10 年 3 月 30 日に退職願を提出し、同年 4 月 20 日付けで退職、同年 4 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している。」と回答している。

また、申立期間③については、B社は、申立人は、1 か月あたり 12 日勤務の非常勤職員であり、厚生年金保険の被保険者要件を満たしておらず、被保険者とはならないため、申立期間③に係る厚生年金保険料を給与から控除していないと回答している。

以上の理由から、既に平成 21 年 2 月 25 日付けで当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は上記通知に納得できず、当初の主張を繰り返しているが、新たな資料等の提出は無く、この他に当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないこ

とから、申立期間①及び③について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

また、申立期間②については、資格喪失日を平成10年4月21日から同年3月31日に訂正することを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月1日から37年4月20日まで  
年金記録を調べたところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。  
しかし、脱退手当金を受給した覚えは無いので、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年8月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月から14年3月1日まで

A社B支店に1か月更新の契約アルバイトとして勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細等の確認できる資料は無いが、申立期間に同社に継続して勤務し人材派遣の正社員並みの営業及びコーディネーターの仕事をしており、厚生年金保険に加入させなかった会社が違法と思われるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社（A社の人事給与及び厚生年金保険の管理を行っている持株会社）から提出された賃金台帳及び同社が、「申立人の勤務実態は平成12年12月6日から14年2月28日までの期間について1か月更新のアルバイトとして雇用契約を締結し、勤務時間は1日7時間30分の実働だった。」と回答していることから、申立人が申立期間にA社B支店に勤務していることは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社B支店は、平成14年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になっていないことが確認できる。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づきあっせんの対象となる事案は、事業主により、被保険者の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実があることが要件とされているところ、上記賃金台帳によると、申立人は、事業主により厚生年金保険料を控除されておらず、特例法に定める保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月から 37 年 1 月まで  
② 昭和 37 年 2 月から同年 4 月まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。両社に勤務していた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①については、当該期間中にA社で勤務していた従業員の供述から判断すると、期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 37 年 8 月 1 日であり、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の元事業主は、「当社は既に解散し、当時の資料を保管しておらず、当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務期間や保険料控除について確認できない。」と供述している。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した従業員に、同日前に同社において勤務した期間の厚生年金保険料の控除を確認できる資料の存否について照会したものの、資料は得られなかった。

### 2 申立期間②については、申立人が記憶していた同僚6人のうち二人がB社に係る事業所別被保険者名簿に記録されていることから判断すると、期間は特定できないものの申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社の事業主は、「当時の事業主は既に死亡しており、資料も保管しておらず、申立人の勤務期間や保険料控除について確認できないが、当時は採用した従業員は短期間で退職する者が多くおり、採用後一定期間は厚生年金保険に加入させず、

勤務の継続性を確認してから、厚生年金保険に加入させていてもおかしくない。」と供述している。

また、B社で申立期間②当時に勤務していた複数の従業員は、同社では入社後一定期間が経過してから厚生年金保険に加入させる取扱いがあったとしている。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月30日から同年4月1日まで  
厚生年金保険の加入記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、平成9年3月31日まで勤務しており、資格喪失日は同年4月1日になるはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が保管している雇用保険被保険者離職証明書の写しにより、申立人は、同社に平成9年3月31日まで勤務していたことが確認できる。

しかし、当時の社会保険担当者は、厚生年金保険料は翌月控除だったとしているところ、申立人が提出した退職月である平成9年3月分の給与明細書に記載のある保険料額は、1か月の保険料額に相当する金額であることから、同年3月の保険料は、同年3月分の給与からは控除されていないものと推認される。

また、A社の当時の社会保険担当者は、申立人の社会保険の退職手続について、退職月の厚生年金保険料は退職月の給与からは控除していなかったとしており、保険料の負担を避けるために、資格喪失日を月末の1日前としていたとしている。

さらに、事業主のA社では、当時の関連書類を既に廃棄していることから、保険料の控除及び保険料の納付は、確認できないとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年8月から31年9月15日まで  
厚生年金保険の加入記録によれば、A社に乗務員として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間中に被保険者資格を取得している二人の従業員は、いずれも申立人は自分よりも前からA社に勤務していたと供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に適用事業所でなくなっており、申立期間における事業主は不明である上、同社の所在地を管轄する法務局には同社の商業登記の記録が無いことから、同社の代表者及び役員を特定できず、これらの者から申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間当時に被保険者資格を取得している従業員14人に入社日を照会し、厚生年金保険の資格取得日と照合したところ、入社日について回答のあった従業員9人は、いずれも入社日から、1か月から4年程度経過した後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、上記の入社日について回答のあった9人のうち、申立人と同一の業務に従事していたとする5人の従業員が、当時は試用期間があり、その期間は人により異なっていたとしている。

これらのことから、A社では、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

加えて、申立期間について給与明細書を保管している従業員は確認できず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、こ

れを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から42年12月1日まで  
厚生年金保険の記録によれば、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和40年5月から勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の同僚及び複数の従業員の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間における事業主は不明である上、同社の所在地を管轄する法務局が保管する閉鎖事項全部証明書の閉鎖役員欄に記載のある代表者及び役員の連絡先も不明であることから、これらの者から、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間当時に被保険者資格を取得している同僚及び従業員35人に入社日を照会し、厚生年金保険の資格取得日と照会したところ、入社日について回答のあった同僚及び従業員23人のうち、12人について、回答のあった入社日から、2か月から6年程度経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、申立期間当時、入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたものと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月ごろから 36 年 3 月ごろまで  
A 社（現在は、B 社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の元従業員の証言により、勤務した期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社は、当時の事業主は既に死亡しており、資料も無いことから、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等については不明としている。

また、申立期間に A 社で厚生年金保険に加入している複数の元従業員に照会し、入社日と同社における厚生年金保険の資格取得日を照合したところ、1 か月から 1 年程度経過した後厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、上記の元従業員のうち 3 人は、申立期間当時、A 社には試用期間があったとしており、そのうちの一人は、同社における厚生年金保険の加入手続は、入社後一定期間経過後に専務の判断により行われていたとしている。

加えて、申立人が自身の退職後に入社したと記憶する元従業員の A 社における資格取得日は昭和 35 年 3 月 25 日であり、当該元従業員は申立人が退職したとする 36 年 3 月には既に同社に在籍している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 41 年 2 月までの期間のうち、3 か月から 6 か月

A社B工場に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社にアルバイトで勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B工場で申立期間当時に社会保険の事務の担当をしていた従業員は、申立期間にアルバイト従業員が多く、雇用保険、厚生年金保険に加入させていなかったとしているところ、申立人の同社における雇用保険の加入記録は見当たらない。

また、A社を吸収合併したC社では当時の資料を保管していないとしていることから、申立人が同社に勤務していたことを確認できない。

また、申立期間にA社B工場において厚生年金保険に加入している複数の従業員に、申立人の勤務実態等を照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月 6 日から平成 11 年 3 月 31 日まで  
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の年収額と比べて低い額になっているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、昭和 60 年 11 月から 61 年 6 月までが 47 万円、同年 7 月から 62 年 4 月までが 30 万円、同年 5 月から同年 9 月までが 16 万円、同年 10 月から 63 年 6 月までが 17 万円、同年 7 月から平成元年 6 月までが 24 万円、同年 7 月から 2 年 6 月までが 30 万円、同年 7 月から 3 年 6 月までが 38 万円、同年 7 月から 4 年 6 月までが 44 万円、同年 7 月から 6 年 6 月までが 53 万円、同年 7 月から 7 年 6 月までが 36 万円、同年 7 月から 11 年 2 月までが 44 万円とされていたものが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった（以下「全喪」という。）同年 3 月 31 日付けで、さかのぼって昭和 60 年 11 月から平成元年 11 月までが 6 万 8,000 円、同年 12 月から 6 年 10 月までが 8 万円、同年 11 月から 11 年 2 月までが 9 万 2,000 円に減額訂正されたことが確認できる。

なお、A社に係る破産手続を担当した弁護士から提出された役員報酬手当の内訳書によれば、平成 11 年 2 月 1 日から 12 年 1 月 31 日までの申立人の役員報酬は 840 万円であったことが確認できる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本及び閉鎖事項全部証明書によれば、申立人は申立期間中、代表取締役であったことが確認できる。

さらに、オンライン記録では、申立人は事業主と記録されており、申立人も、自分は代表取締役であったとしている。

さらに、申立人及び複数の従業員は、社会保険関係の手続は、代表取締役である申立人が行っていたとしている上、申立人及び事務を担当していた従業員は、代表者印は申

立人が管理していたとしている。

加えて、申立人は、社会保険料の滞納があったため、社会保険事務所（当時）から呼出しがあり、自身で社会保険事務所に出向き、全喪の手続を行ったとしており、その際、申立人は、社会保険事務所からは標準報酬月額を減額訂正することについての説明は無かったとしているものの、その一方では、社会保険事務所から金額を変更したら辞めてもいいと言われたと供述していることから、申立人は代表取締役として、標準報酬月額の当該減額訂正処理について関与していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る当該減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から同年10月1日まで  
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、昭和24年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間においては、同社は適用事業所としての記録は無い。

また、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無い上、上記被保険者名簿から、元代表者の住所を特定することができず、当該代表者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿から、申立人が記憶する上司及び同僚の厚生年金保険被保険者記録を確認することができず、当該上司等の住所を特定することができないため、当該上司等から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 1 日から 45 年 6 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、昭和 44 年 3 月 1 日から継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、申立期間中、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記従業員のうち一人は、「自分の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 45 年 6 月 1 日となっているが、自分は 44 年 2 月ごろに入社した。また、自分と同じ日に資格を取得した従業員の中に、自分より前に入社した先輩が含まれている。」旨供述し、また、別の複数の従業員は、自身の厚生年金保険被保険者資格取得日から 1 年ほど前に入社したとしていることから、A社では、必ずしも、入社と同時期に厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

さらに、申立人から提出された厚生年金保険被保険者証及び厚生年金手帳記号番号払出簿によると、申立人のA社での厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 45 年 6 月 1 日となっており、同社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

なお、A社は申立期間当時の資料を保管しておらず、申立期間当時に社会保険担当であったと思われる複数の従業員は、住所を特定することができない、又は照会の回答が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで  
A 社 (現在は、B 社) C 工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間においては継続して勤務しており、給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D 社 (申立期間当時は、E 社) から提出された従業員台帳及び申立人が提出した申立期間における給与明細書から、申立人は、申立期間に、A 社に勤務していたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「特例法」という。) に基づき、あっせんの対象となるのは、事業主により、被保険者の給与から厚生年金保険料を控除していた事実があることが要件とされているところ、申立人が提出した申立期間における給与明細書によると、事業主により厚生年金保険料が控除されていないことから、特例法の保険給付の対象とはならない。

また、B 社は、「申立人は、申立期間中、A 社に出向し、E 社では休職扱いであったため、給与の支払及び社会保険の適用についてはA 社で行うことになるが、申立人の厚生年金保険の取扱いについては、当時の就業規則や賃金台帳などといった資料が残されていないため不明である。」旨回答し、D 社は、「申立人は、A 社に出向期間中、E 社では休職扱いであったので、給与の支払や厚生年金保険料の取扱いはA 社で行われていたと思う。」旨回答している。これらのことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認することができない。

なお、B 企業年金基金から提出された加入者記録票によると、申立人は、A 社 F 工場に昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 10 月 1 日まで加入していることが確認できるが、オンライン記録によると、同社同工場は、54 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所では

なくなっており、申立人同様、同社同工場に勤務していた複数の従業員は、同年4月1日に、同社同工場の厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社C工場で資格を再取得していることが確認できるが、申立人の同社同工場における被保険者記録を確認することはできず、また、同基金から提出された申立人の加入員資格に係る届書においても、同年4月1日に同社同工場に加入員資格を取得した旨の届書を確認することはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 12435 (事案 763 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月31日から33年3月31日まで

A社で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、同委員会から、申立期間の勤務を確認できる資料及び供述が無いなどの理由で、記録訂正できないと通知を受けた。

しかし、A社で本名以外の氏名を使用して勤務したことについての調査及び申立期間当時の同社の社会保険事務担当者に関する調査についての結果が、上記通知には記入されておらず納得できない。A社で勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社は、申立人に関する資料を保有しておらず、申立人の勤務状況は不明である旨回答しており、申立人は当時の同社における上司や同僚等の氏名を記憶していない上、申立期間当時、同社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員は、申立人を記憶していないことなどから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、新たな資料等はないが、A社の後に勤務した事業所では本名以外の氏名についての記録があるにもかかわらず、同社においては、同じ氏名で記録が確認できないこと、及び当時の社会保険事務担当者への調査結果が通知に記載されていないことに納得できず、不満があることから、再度調査してほしい旨主張している。

そのため、A社に係る事業所別被保険者名簿を再度確認したが、申立人が主張している別の事業所で使用した本名以外の氏名については確認できず、上記被保険者名簿において整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)についても、再度確認した

が、当該本名以外の氏名の記録は確認できない。

さらに、A社の現在の総務責任者に申立期間に係る当時の社会保険事務担当者について照会したが、「今から50年以上も前の事であり、昭和38年に社屋を移転しており、申立人に係る記録は残っておらず、申立期間当時を知る人もいないため分からない。」と供述している。

加えて、A社の昭和35年ごろの社会保険事務担当者は、申立期間当時の社会保険事務の手続は、亡くなった初代社長が行っていたので不明である旨供述していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年から 40 年 1 月 6 日まで  
② 昭和 40 年 12 月 26 日から 41 年まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録が無い。同僚（友人）と同じ期間、一緒に同社のB館の店舗で店員として勤務していたが、同僚（友人）は申立期間に加入記録があるので、私の申立期間①及び②についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間①について、同僚（友人）及びA社の元取締役の回答から、申立人の勤務期間は特定できないものの、申立人は同社に勤務していたことうかがえる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、昭和 40 年 1 月 6 日と記録されており、整理番号に欠番は無く、同被保険者名簿の記載内容に不自然な点は見受けられない。

また、申立人は、「昭和 37 年 3 月に中学卒業し、1 か月ほど過ぎたころ、A社に入社し、前述の同僚（友人）と同じ月から勤め始めた。」と述べているが、申立人が卒業した中学校の卒業証明書によれば、申立人は昭和 38 年 3 月に中学を卒業していることが確認できる上、当該同僚（友人）のA社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は、37 年 4 月 4 日と記録されており、申立人の申立期間当時の記憶は曖昧であると言わざるを得ない。

さらに、A社は、58 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人及び同僚（友人）は、「申立人と同僚（友人）は、同じ月にA社を退職した。」と述べている。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立人の厚生年金保険の被保険資格の喪失日は、昭和40年12月26日と記載され、被保険者資格喪失届の受理番号も確認でき、記載内容に不自然な点は見受けられない。

また、申立人は、上記の同僚（友人）以外の同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社は、昭和58年3月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月20日から同年11月20日まで  
A社(現在は、B社)には、申立期間及び昭和62年12月から平成3年1月までの期間の2回勤務したが、最初に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の同僚は厚生年金保険の被保険者となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の回答により、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社から提出された昭和57年6月1日から63年1月5日までの期間の健康保険組合の被保険者資格取得者を記録した健康保険組合の加入記録簿では、申立人の資格取得日は62年12月1日と記載されており、同社において2回目に勤務した期間の記録はあるが、申立期間の記録は無いことが確認できる。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録は、A社で2回目に勤務した期間の昭和62年11月21日に被保険者資格を取得し、平成3年1月20日に離職した記録があるが、申立期間の加入記録は無いことが確認できる。

さらに、A社の申立期間当時の社会保険事務担当者は、「健康保険組合及び厚生年金保険に加入している正社員は、雇用保険もセットで加入させている。」と述べているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、同社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる7名の元従業員厚生年金保険被保険者記録と雇用保険の加入記録はおおむね一致していることが確認できる。

加えて、上記健康保険組合の加入記録簿に記載されている加入者と上記被保険者名簿の被保険者について、申立期間の整理番号及び加入者の氏名を照合したところ、すべて一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月21日から9年3月31日まで

A社で勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与支給額より大幅に低くなっている。同社の従業員で自分と同じように標準報酬月額が異なる者がいることを年金事務所で言われたので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成9年3月31日）の後の平成9年5月8日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、8年1月から同年12月までは59万円、9年1月及び同年2月は50万円と記録されていたものが、それぞれ9万2,000円にさかのぼって減額されていることが確認できる。

一方、オンライン記録により、申立人は、A社において平成9年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同社と代表取締役が同一人の関連会社（両社は、同一ビル内の異なるフロアにあるが、両社の幹部は最上階の同一フロアで勤務。）で同年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、雇用保険は7年10月26日から9年7月2日まで同社で加入記録があることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立人が平成7年6月30日から8年5月31日までの期間及び同年8月31日以降の期間、同社の監査役に就任していることが確認できるほか、同社の複数の従業員は、「申立人は同社の総務・経理業務全般を担当しており、社会保険の届出事務も行ってた。」と供述していることから、申立人は当該訂正処理日（平成9年5月8日）において当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の監査役及び経理担当者として、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該減額訂正処理を有効なものではないと主張することは信義則上認められず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月 16 日から同年 5 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の労働者年金保険の加入記録が無い。同社における昭和 19 年 1 月 16 日付けの辞令に、「技術雇員ヲ命ス」と記載されているので、申立期間も労働者年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における昭和 19 年 1 月 16 日付けの辞令により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の事業を継承したB社は、当時の資料が無く、技術雇員という身分についても分からないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び労働者年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が、一緒に入社したとしている同僚の一人は、申立人と同日の昭和 19 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得しているが、申立人は、同氏は戦死したとしていることから、この者から申立人の申立期間の勤務実態及び労働者年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、申立人が入社したとする昭和 19 年 1 月 16 日に被保険者資格を取得した 109 人のうち住所が判明した 21 人と、申立人と同日の同年 5 月 1 日に被保険者資格を取得した 32 人のうち住所が判明した 4 人の計 25 人に照会したところ、回答のあった 15 人全員が、申立人を記憶していなかった。

加えて、労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）では、工場や炭鉱で働く男性の筋肉労働者のみを対象としているところ、申立人は、甲種工業学校を出て、入社したときは技術員として現場事務所で、管理と製図（クランクシャフトの工程の製図等）を行っていたが、半年ぐらいして機械加工の作業員に回されたとしていることから、申立期

間については、申立人がA社において勤務した業務内容から判断すると、同法の適用対象ではなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険の被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 1 日から 5 年 12 月 31 日まで  
A 社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与より低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 5 年 12 月 31 日より後の 6 年 1 月 7 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、3 年 12 月から 5 年 8 月までは 53 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 30 万円と記録されていたものが、8 万円にさかのぼって減額訂正する処理が行われたことが確認できる。

しかし、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、この遡<sup>そきゅう</sup>及訂正について覚えが無いと主張しているが、A社の当時の従業員は、「社員が勝手に印鑑を持ち出して使うことなど考えられない。」と供述しており、申立人も「私に黙って印鑑を持ち出して使う社員などいなかった。」と供述していることから、申立人が当該減額処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月1日から46年8月1日まで  
② 昭和47年10月1日から48年8月1日まで

A社(現在は、B社)C駐在員事務所に勤務していた申立期間①及び②における標準報酬月額は、内地手当を基準として算定され、実際に支払われていた報酬から大幅に減額されている。給与明細などを提出するので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和45年11月から46年8月までの期間及び47年11月から48年8月までの期間に係る給与明細書の保険料控除額を基に算出した標準報酬月額は、申立期間のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、B社は、「申立期間①及び②における厚生年金保険の取扱いについて、賃金台帳等の資料が残っていないため詳細は不明であるが、円建てで支払っていた内地手当を、国内における厚生年金保険の標準報酬月額としていた。また、本人負担分については本人給与から控除していたと推測される。」と回答している。

さらに、A社における海外駐在員給与等取扱規程(昭和40年9月16日改訂)によると、内地手当は、家族全員を駐在地に帯同する場合は、基準賃金の40パーセントを支給すると定められているところ、申立人は、海外駐在期間には、内地手当として家族全員を帯同していたので、基準賃金の40パーセントに当たる金額が日本にある自分の口座に支給されていたとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月ごろから 59 年 4 月ごろまで  
② 昭和 59 年 4 月ごろから 60 年 12 月 30 日まで

厚生年金保険の加入記録によると、申立期間①及び②の被保険者記録が無い。  
申立期間①はA社に、申立期間②はB社にそれぞれ勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、A社は厚生年金保険の適用事業所になっていない。

また、A社は、同社に係る商業登記簿謄本によると、既に破産廃止決定が確定し閉鎖されている上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、同僚の姓しか覚えていないことから、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、昭和 61 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、その所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無く、当時の事業主の所在が確認できないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、同僚を覚えていない。そこで、B社に係る事業所別被保険者名簿により、当該期間に被保険者であった全従業員の3人に照会したところ、一人から回答が得られたが、当該従業員は申立人を記憶していないことから、この者から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和 56 年 1 月 5 日から同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 61 年 2 月 1 日までの間に、被保険者資格を取得した者の厚年整理番号に欠番は無いことが確認できる。

加えて、申立人の当該期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 明治 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 11 月 30 日から 20 年 4 月まで  
② 昭和 20 年 8 月 20 日から同年 11 月まで  
③ 昭和 21 年 9 月 23 日から同年 12 月 1 日まで  
④ 昭和 22 年 2 月 1 日から 24 年 8 月まで

厚生年金保険の記録によれば、申立期間①から④までの加入記録が無い。しかし、申立人が昭和 47 年 8 月に作成した履歴書によると、申立期間①はA社（現在は、B社）に、申立期間②はC社D事業所（現在は、C社E事業所）に、申立期間③及び④はF社にそれぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 20 年 4 月までA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、申立人の在籍が確認できなかったとしていることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社における申立人の同僚について、申立人は既に死亡しており、申立人の妻も覚えていないことから、同僚の名前を確認することができない。そこで、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、昭和 19 年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間に資格取得している 50 人のうち連絡先が確認できた従業員 3 人に照会したところ、3 人とも申立人を覚えていないとしていることから、これらの者から申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人から提出されたC社の昭和 20 年 5 月 19 日付けの辞令か

ら、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社E事業所は、申立人の在籍が確認できなかったことから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C社D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和20年4月1日から同年5月31日までの期間に資格を取得した申立人を含む180人全員が、同年8月20日に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、C社D事業所は、昭和20年8月\*日の戦災により、工場建物が倒壊している。

申立期間③について、申立人から提出されたF社の昭和21年9月23日付け辞令及び申立人の履歴書から、申立人が申立期間③当時F社に勤務していたことは推認できる。

しかし、F社は、昭和25年12月4日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は所在が不明であることから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、F社における申立人の同僚について、申立人は既に死亡しており、申立人の妻も覚えていないことから、同僚の名前を確認することができない。そこで、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、申立期間③当時に被保険者であったことが確認できる従業員7人に照会したところ、回答があった5人は申立人を記憶しておらず、申立期間③における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間④について、上記の履歴書に「昭和22年1月G協会設立に伴い技術部長となり事務局へ転勤を命ぜられる、24年8月協会解散のため同所退社」と記載されていることから、申立人は、申立期間④において、F社からG協会に転勤し、同協会に勤務していたと推認される。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、G協会は、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、G協会における申立人の同僚について、申立人は既に死亡しており、申立人の妻も覚えていないことから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 2 月 1 日まで  
A 市立 B 病院に昭和 51 年 4 月から同病院が閉鎖される 55 年 3 月まで勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 市立 B 病院に勤務していたと申し立てている。

しかし、A 市は、当時の申立人に係る雇用を確認できる資料は保存していないとしていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶していた同僚の看護師 3 人については、連絡先を確認することができないことから、これらの者に申立人の A 市立 B 病院における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、A 市に係る事業所別被保険者名簿により、当時、被保険者であり連絡先の判明した従業員 7 人に照会したところ、回答があった 6 人のうち 5 人が申立人を記憶しておらず、もう一人は申立人の記憶の有無については回答がなく、A 市立 B 病院を記憶していなかった。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和 48 年 12 月から 52 年 1 月まで国民年金保険料を特例納付していることが確認できる。

このことについて、申立人は、昭和 52 年 2 月に夫の分と自身の国民年金保険料を一括して納付したが、自身は 51 年 4 月からは社会保険となっていることを A 市の窓口で説明したことから、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間であるとしている。

しかし、国民年金法附則第 4 条による特例納付は昭和 53 年 7 月からである。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除に

ついて、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年3月21日から37年12月21日まで  
平成21年6月に厚生年金保険の期間照会が送付された際に、申立期間の厚生年金保険が脱退手当金として支給されているということを初めて知った。私には脱退手当金を受給した記憶が全く無いので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和37年12月21日の前後1年以内に資格喪失した者25名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち23名は資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることに加え、当該支給決定のある者のうち5名は、事業所がその請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定に必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答した旨の記録が確認できる上、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和38年4月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月31日から54年5月28日まで

私は、A社の代表取締役として昭和41年2月から会社の倒産のあった54年5月末まで勤務していた。厚生年金保険の記録では、資格喪失日と同社の適用事業所でなくなった日が52年8月31日になっているが、社会保険料の滞納があった54年5月末ごろに社会保険事務所（当時）から指導を受けていたものの、その事務手続をした覚えは無い。申立期間が未加入になっているので正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和52年8月31日）の後の昭和53年10月6日付けで、申立人の同社における被保険者資格喪失日が52年8月31日と処理された記録が確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本等により、申立人は申立期間及び上記処理日に同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間における同社の被保険者は申立人のみであることが確認できる上、申立人は、申立期間において同社における経営全般に携わり、社会保険事務の手続を行っていた旨供述している。

さらに、申立人は、「A社において、倒産時（昭和54年5月）に社会保険料の滞納は6か月分10万円ほどであったが、社会保険事務所に適用事業所でなくなる届出や自らの資格喪失届を提出した記憶は無い。しかしながら、社会保険事務所の担当者が、全喪処理を行った際に保険料の滞納分を相殺したとの説明を受け、そのことを了解した。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの被保険者資格喪失日に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月1日から56年8月1日まで  
② 昭和60年10月1日から61年9月1日まで  
③ 昭和62年10月1日から63年8月1日まで  
④ 平成3年10月1日から4年8月1日まで

A社に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、被保険者期間の一部について、標準報酬月額が下がっている期間があることが判明した。当時、給与が減額されるようなことは考えられないので、調査して正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に勤務していた当時、労働組合の委員長として同社と賃金の引き上げ交渉を行い、同社もそれなりに応じていた。」とし、保険料の控除額を証明する給与明細書等はないものの、給与が毎年昇給していたので、申立期間における標準報酬月額が減額することは不自然である旨申し立てている。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の標準報酬月額等の記載内容の不備や、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無く、オンライン記録と一致している。

また、A社の担当者は、申立人の申立期間における標準報酬月額が減額されている理由について、「残業代が増減すれば、定時決定時の標準報酬月額が従前より増減することは通常あり得ることである。申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる資料はないが、当社では、固定的賃金及び非固定的賃金のすべてを含めて、従業員の標準報酬月額の届出を行っており、申立人に係る標準報酬月額の届出、保険料控除及び納付について正しく行っていた。」と供述している。

さらに、申立人と同時期に被保険者資格を取得している従業員29名（昭和50年7月1

日は10名、同年8月1日は19名)のうち、被保険者期間中に標準報酬月額が減額となっている従業員7名のうち、1名から昭和52年1月から平成7年12月までの給与明細書等の資料提供があり、当該資料から、A社では、基本給に残業代等の諸手当を含めた総支給額に基づき、オンライン記録の標準報酬月額と一致する標準報酬月額の届出を行い、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していることを確認することができる。

加えて、上述の従業員1名は、「申立人は労働組合の委員長として組合活動をしていたので、残業時間が無かったと思う。組合活動を日中に行っていたこともあり、給与が減額されることもあったはずである。」と供述しており、申立期間におけるそれぞれの定時決定時に標準報酬月額が引き下げられていても不自然とは言えない。

また、申立人は、「平成以降の基本給は30万円ぐらいで、残業代は10万円ぐらいあった。昭和62年(申立人48歳)と平成3年(同52歳)のときに、会社を休んでB市議会議員に立候補をした。この時、会社から基本給に相当する金額のみ支給を受けていた。」と供述していることから、昭和62年及び平成3年の定時決定時に標準報酬月額が、ほかの申立期間と比べ大幅に引き下げられていても不自然とは言えない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月14日から47年9月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和46年3月14日に入社し、B社に異動する47年9月1日まで継続して勤務しており、また、同期入社と同僚に厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真及び当時のA社の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に営業職として勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社の当時の総務担当者は、「当時、営業職の給与は歩合制であり、これらの者のほとんどは、給与からの社会保険料控除を嫌い、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

また、申立人と同様に、A社における厚生年金保険の加入記録が無く、B社が適用事業所となった昭和47年9月1日において、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している従業員のうち、15名（いずれも営業職）は、「A社に正社員として勤務していた。」と回答していることから、同社では営業職として雇用されていた者について、必ずしも全員が厚生年金保険に加入していたわけではないことがうかがえる。

さらに、上記15名のうち11名は雇用保険の加入記録について確認することができないところ、申立人についても申立期間に係る雇用保険の加入記録が確認できなかった。

加えて、A社に係る事業所別保険者名簿において健康保険番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月22日から46年8月16日まで  
② 昭和46年10月20日から51年7月26日まで

平成15年7月4日付けの被保険者記録照会回答票により脱退手当金の言葉を知ったが意味が分からず、後日受け取ったねんきん特別便を機に調査を依頼したが、同じく脱退手当金が支給されているとの回答だったので申立てをした。

会社からは脱退手当金の説明は無く、退職後は国民年金に加入して保険料を納めていた。脱退手当金を受け取っていないので、よく調査をして年金記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和51年11月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 26 日から 55 年 7 月 31 日まで  
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社にパートで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にパート従業員としてA社に勤務した旨申し立てているが、同社は、「アルバイトやパートについては資料が無いため、雇用したかどうかについて確認できない。また、アルバイトやパートを厚生年金保険に加入させたことは無い。」と回答しており、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 55 年 7 月までの期間は国民年金に加入しており、そのうち 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間は、国民年金の申請免除期間であることが確認できる。

さらに、雇用保険受給資格者証により、申立期間のうち、昭和 51 年 11 月 15 日から同年 12 月 5 日までの期間及び 52 年 5 月 2 日から同年 10 月 7 日までの期間について雇用保険の基本手当の支給が確認できることから、当該期間にA社に勤務していたことは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から同年10月1日まで  
A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除された標準報酬月額と相違している。給与明細等はないが、給与が減給された記憶は無いので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の代表者及び当時の経理担当者の連絡先は不明であるため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は平成2年8月29日付けで同年8月からの標準報酬月額を9万8,000円にする随時改定が行われているが、当該処理については、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正された記録も無く、不自然な処理は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の給与明細書、源泉徴収票等を保管していないため、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月20日から40年11月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社は大学卒業後、初めて就職した会社で、1か月で退社するはずが無く、次の会社に就職するまでの間、勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における具体的な業務内容及び同社における上司等の氏名を記憶していることから、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人が申立期間に当社で勤務していたかは不明。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立人は、A社の従業員から提出された昭和38年夏及び40年10月の社員旅行の写真に写っている数名の人物を記憶しているものの、申立期間に同社で勤務していた従業員17人に申立人の勤務状況について照会したところ、回答のあった13人全員が申立人を記憶していなかった。

さらに、申立期間のうち、昭和40年10月1日から同年11月1日までの期間については、申立人がA社の退職後に勤務した事業所において雇用保険に加入していることが確認できることから、当該期間の同社での勤務は考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月1日から同年10月1日まで  
② 昭和35年10月1日から36年10月1日まで  
③ 昭和36年10月1日から37年7月1日まで  
④ 昭和40年10月1日から41年6月1日まで  
⑤ 昭和48年11月1日から49年7月1日まで  
⑥ 昭和51年8月1日から同年10月1日まで  
⑦ 昭和51年10月1日から52年10月1日まで  
⑧ 昭和52年10月1日から54年10月1日まで  
⑨ 昭和55年10月1日から56年7月1日まで

A社（現在は、B社）における申立期間①から⑨までの標準報酬月額が実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低いので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①から⑤までについては、B社から提出された申立人に係る昭和35年分から50年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿の社会保険料控除額から算出される厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、A社に係る事業所別被保

険者名簿に記載された当該期間の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間⑥から⑨までについては、申立人から提出された昭和 51 年分、52 年分、54 年分及び 56 年分の給与所得の源泉徴収票（申立人が源泉徴収票を書き写したとするメモを含む。）の社会保険料の金額が、A社に係る事業所別被保険者名簿に記載された申立期間の標準報酬月額を基に算出した厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね一致している。

さらに、B社は、申立人の報酬月額について、保管している給与所得に対する所得税源泉徴収簿は申立期間のうちの一部期間分であるが、その記録どおりに社会保険事務所（当時）に届け出ていると供述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人のすべての申立期間に係る標準報酬月額は、訂正を行った形跡は無く、オンライン記録とも一致している。

このほか、申立人の申立期間⑥から⑨までにおいて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から28年11月1日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員一覧表及び賃金台帳により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年11月1日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、B社から提出された申立人に係る賃金台帳により、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前は、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 2 月 10 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に申立期間も継続して勤務していたとしている。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚及びA社に係る事業所別被保険者名簿から複数の従業員に照会したところ、申立人を記憶しているものの、申立人が申立期間に勤務していたことを記憶している者はおらず、そのうちの一人は、申立人は、昭和 42 年の暮れごろに同社を退職したと思うと供述している。

また、上記名簿によると、申立人の被保険者資格喪失日（昭和 42 年 11 月 1 日）に係る届出を昭和 42 年 12 月 16 日に受理したこと、及び申立人の健康保険証の返納記録が確認できる。

さらに、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、資格取得日が昭和 40 年 9 月 26 日、離職日が 42 年 11 月 15 日となっており、厚生年金保険の被保険者の資格取得日及び資格喪失日とおおむね一致していることが確認できる。

なお、A社は、既に解散しており、事業主の連絡先も不明であることから、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から8年10月31日まで  
A社で代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年10月31日より後の9年4月15日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、7年3月から同年9月までは50万円、同年10月から8年9月までは53万円と記録されていたものが、9万2,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所(当時)の徴収担当者から、滞納している保険料を支払うことができなければ、標準報酬月額を訂正すればよいという提案があり、申立人は、その提案に同意をし、標準報酬月額の訂正手続に必要な書類に代表者印を押したと供述している。

これらのことから、申立人は、A社の代表取締役として、自らの申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年3月12日から同年5月1日まで  
A社(現在は、B社)C工場D分工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も勤務していたことは確かなので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和30年3月12日に申立人の妹(故人)及び同僚一人(故人)と一緒にA社C工場D分工場に入社したとしており、同社同工場同分工場の従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間内に同社同工場同分工場に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の妹の被保険者資格取得日は昭和30年4月1日となっており、申立人及び申立人が一緒に入社したとする同僚の被保険者資格取得日は同年5月1日となっている。

また、上記名簿から、申立人と同じ被保険者資格取得日である従業員に入社日を照会したところ、昭和30年3月12日に入社したと供述する者及び同年4月1日に入社したと供述する者がおり、A社C工場では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、B社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届には、申立人の被保険者資格取得日が昭和30年5月1日と記載されており、上記名簿の被保険者資格取得日と一致している。

加えて、B社は、従業員により、厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間が異なることについて、当時の資料が無いため、不明であると供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月1日から39年2月1日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社を退職後の昭和39年に自分で事業を開始し、国民年金に加入したことを記憶しており、それまでの期間は同社に勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は昭和37年8月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間の一部は適用事業所となっていないことが確認できるほか、当時の事業主及び代理担当者は、連絡先が不明であることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人が退職時まで一緒に勤務していたと記憶している同僚3名の資格喪失日は、1名は申立人と同日の昭和37年2月1日、ほかの2名は同年4月15日と記録され、申立人と同時期であることが確認できる。また、当該同僚のうち1名は当時の厚生年金保険料の控除について記憶しておらず、ほかの2名は死亡又は連絡先不明であるため供述が得られず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿で申立人と同時期に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員のうち、住所の判明した従業員2名はいずれも死亡しており、申立人の勤務や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月 25 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 4 月 1 日まで

A社、B社及びC社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時から年金の加入に注意しており、金額は分からないがいずれの会社でも給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、それぞれの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は死亡していることから、申立人の勤務や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人はA社において一緒に勤務していた同僚を記憶していないことから供述が得られず、申立人の当該期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により申立人と同時期に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた8名はいずれも申立人のことは記憶に無い旨供述している。

申立期間②について、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 42 年 8 月 22 日であり、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、「当該期間当時の従業員に関する資料等を保管していないことから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等については確認することができない。当該期間当時は会社組織にしておらず、社会保険には加入していなかった。昭和 42 年ご

ろに会社組織にすると同時に厚生年金保険に加入した。それまでは給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答しているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した従業員 12 名のうち 2 名は、申立期間②に国民年金の保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は B 社において一緒に勤務していた同僚を記憶していないことから供述が得られず、申立人の申立期間②当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、B 社に係る事業所別被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得していることが確認できる従業員 4 名に、適用事業所となる以前の保険料控除及び申立人の当該期間当時の勤務の実態等について照会したところ、そのうち 1 名は保険料控除について記憶しておらず、残りの 3 名は適用事業所となる以前については給与から保険料控除は無かった旨供述しており、また、上記のうち 2 名はいずれも申立人のことは記憶に無い旨供述している。

申立期間③について、C 社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できない。

また、C 社の事業主は、既に死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は C 社において一緒に勤務していた同僚を記憶していないことから供述が得られず、申立人の当該期間当時の勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月1日から44年2月1日まで  
A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与と比較して少ない旨申し立てている。

しかし、A社から提出された厚生年金基金加入員資格取得届及びC企業年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳では、申立人の申立期間の標準給与月額は、5万2,000円と記載されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社は、当時の賃金台帳を保管していないが、上記厚生年金基金加入員資格取得届に記載された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していた旨回答している。

さらに、A社B工場に勤務したとする従業員から提出された給与明細書では、同社同工場の厚生年金保険被保険者資格取得月に係る保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できることから、事業主は、申立人についてもオンライン記録どおりの厚生年金保険料を控除していたものと推認できる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 12477(事案 1783 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 53 年 8 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、申立内容の確認できる資料が無いなどの理由で記録訂正ができないと通知を受けた。そのため、今回新たに、昭和 48 年ごろのA社野球部の写真及び 49 年ごろの社員旅行の写真を提出するので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の事業主は、「申立人が勤務していた記憶はあるが、当時の従業員に関する資料が保存されていないため、申立期間の勤務及び厚生年金保険料の控除等が確認できない。」と供述している。

また、A社の社会保険関係事務担当者は、「当時は、従業員の勤務状況等をみて社会保険に加入させるかどうかを判断しており、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないと当時の担当者から聞いている。」と供述している。

さらに、申立人が記憶している同僚4名のうち2名は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に加入記録が無く、厚生年金保険の被保険者となっていなかったものと考えられ、残りの2名は、「申立人が在籍していたことは記憶しているが、勤務期間までは記憶していない。」と供述している。

加えて、連絡の取れた5名の従業員のうち、3名の従業員は申立人の名前を記憶しているが、勤務期間は記憶しておらず、申立期間の一部において勤務していたことを供述した2名の従業員のうち1名は、「申立期間当時、A社では、従業員の勤務状況等を判断して厚生年金保険に加入させており、すべての従業員が加入していたわけではない。」と供述している。

以上の理由から、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、新たな資料として昭和 48 年ごろの A 社野球部の写真及び 49 年ごろの社員旅行の写真を提出し、また、第三者委員会は事業主と申立人を呼び問題解決を図るべきと考えるので、その場を設け、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと再申立てを行っている。

申立人から提出された写真から姓が判明した、昭和 48 年 10 月から 54 年 8 月まで A 社に勤務した同僚は、「申立人から提出された野球部及び社内旅行の写真は、昭和 48 年ごろから 49 年ごろのものである。」と供述していることから、48 年 10 月以降について、申立人が同社に勤務していたことについて推認することができる。

しかし、申立人を記憶している同僚の 1 名は、「自分は A 社に昭和 28 年から勤務したが、厚生年金保険は 34 年からの加入である。当時は勤務状況や成績により入社してもすぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかったが、未加入期間について保険料控除を証明できる資料等も無いため、未加入であることはやむを得ないと思う。」と供述している。

また、申立人を記憶している他の同僚は、「自分は、昭和 48 年末ごろに入社したが、厚生年金保険の加入は 51 年 9 月からであり、3 年間ほどの未加入期間がある。当時、A 社のような中小規模のタクシー会社は、勤務状況や態度等により入社してもすぐには厚生年金保険に加入させてもらえず、未加入期間があることには納得している。」と供述しており、前回の審議において事業主からの「当時は、従業員の勤務状況等をみて社会保険に加入させるかどうかを判断しており、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではない。」とする厚生年金保険の適用についての回答と一致する。

以上のことから、申立人からの新たな資料については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、年金記録確認第三者委員会が、事業主及び申立人の双方を呼び問題解決を図るべきとの申立ては、同委員会の役割ではないことから、これを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成元年7月1日から9年10月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち、平成9年10月1日から10年3月1日における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月1日から10年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額と比べて低い額になっているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成元年7月から9年9月までの期間について、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった10年3月1日より後の同年3月6日付けで、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、元年7月から2年9月までは50万円、同年10月から3年9月までは44万円、同年10月から9年9月までは47万円と記録されていたところ、当該期間について9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本及び申立人の供述から、社会保険事務所（当時）が標準報酬月額の記録訂正を行った当時、申立人が同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、「厚生年金保険の手続に関しては経理担当取締役にしてすべてを任せていた。標準報酬月額の引下げについて社会保険事務所へ行ったことも、社会保険事務所の職員から直接説明を受けた記憶も無く不明。」と供述しているが、同経理担当取締役からは供述が得られず申立人の供述を確認することができなかったが、社会保険事務所が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で記録訂正の処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべきであり、当該行為の結果である自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは

信義則上許されず、申立期間のうち、平成元年7月から9年9月までの期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

次に、申立期間のうち平成9年10月から10年2月までの期間について、申立人は、平成元年7月から9年9月までの期間と同様に標準報酬月額の記録訂正を求めている。

しかし、オンライン記録では、平成9年10月から10年2月までの期間に係る標準報酬月額の記録について、遡<sup>そま</sup>及訂正等の形跡は無く、社会保険事務所の処理に不自然さは見られない。

また、当時の従業員から供述が得られないことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことを確認することができない。

一方、申立人は、前述のとおり、厚生年金保険の手続については不明である旨供述しているが、A社の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の届出について全く関与していなかったとは考え難い。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、特例法第1条第1項ただし書の規定により、当該期間当時、A社の事業主であった申立人は、「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から6年6月20日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社でトレーラー運転の業務に従事し、構内で事故に遭い、背骨を骨折し、労災として病院に入院し、3年2か月後、歩けるようになり、同社を退職したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B営業所でトレーラー運転の業務に従事していたと主張しているが、同社が提出した資料「平成3年度入社一覧」、「平成6年度退職者一覧」に申立人の名前が無く、同社は、「申立てどおりに、申立人を雇用了事実があったかは不明。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた上司・同僚3人のうち、申立人を知っている旨回答した者は一人のみである上、当該同僚は、「申立期間中であったかどうか、臨時社員であったかどうかは不明であるが、申立人はトレーラーの運転をしていた。」と供述している。一方、申立期間当時、同社B営業所でトレーラー運転手をしていた従業員は、「当時トレーラーは1台だけであり、運転手は自分一人だけであった。申立人のことも、事故のことも知らない。」と供述している。なお、当該従業員が、トレーラーの運転手であったことは、他の従業員の供述により確認でき、当該従業員の供述から、申立人の業務内容について確認できない。

さらに、申立期間当時、A社に係るオンライン記録に名前が確認できる従業員23人に申立人の同社での勤務状況等を照会したところ、9人から回答があったものの、申立人を記憶している者は、見当たらず、申立人の申立期間における勤務状況を確認することはできない。

加えて、A社の申立期間当時の経理担当者及び社会保険手続担当者は、「厚生年金保

険に加入していないとしたら臨時社員であると思われる。当時、日雇労働、臨時社員以外は厚生年金保険に加入させており、自身がその手続を行っていたが、申立人の名前に覚えは無い。」と供述していることから、申立人に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除は確認できない。

なお、申立人が主張する労災の記録は、管轄の労働基準監督署では確認できず、A社が加入している健康保険組合が保管している申立期間に係る同社に関する適用台帳（紙ベース）にも、申立人の記録は確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月1日から51年4月1日まで  
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の部下の経理担当が作成した上申書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社及び当時の従業員の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、「申立人を社員として雇用したのであれば、必ず厚生年金保険に加入させているはずなので、申立人は社員として雇用したのではなく、アルバイトとして雇用していたと考えられる。」と回答しており、同社から提出された社員の氏名が記載された当時の事業所組織図にも申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人が提出した上申書には、A社に勤務し厚生年金保険の保険料を控除されていた旨記載されているが、当該上申書を作成した当時の経理担当は、「上申書の内容については、申立人から見本の案文が送られてきたので、そのとおりに書いて送り返した。申立人の給与からの保険料控除については明確に記憶していたのではなく、当時、正社員は全員厚生年金保険に加入していたはずであると考え、上申書を作成した。社員の数人は私の記憶で書いた。」と供述している。

さらに、上記経理担当者は、「従業員の給与から控除した厚生年金保険料は預り金勘定に計上していたが、当該勘定科目が不突合になったことはない。」と供述している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、訂正等の形跡は無く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月21日から54年5月7日まで

A社又はB社（現在は、C社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社の退職金計算書からも分かるように、A社には昭和45年4月21日から勤務し、入社後2か月から3か月後にはB社から健康保険証を受領した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和45年4月21日に入社した。」と主張しているが、B社の退職金計算書及びC社から提出された社員名簿によれば、昭和45年4月21日にB社に入社したと記録されている。このことについて、事業主は、「A社とB社は同じ敷地内に立地する事業所であり、いずれの事業所も自分の父が事業主であった。申立人は、昭和45年4月21日にA社に入社したが、54年5月ごろにB社に転籍した。退職金を計算する際の勤務期間や社員名簿については、関連する事業所で父の代から勤務していた人なので、A社に勤務していた期間を含めている。」と供述していることから、申立人が申立期間にA社又はB社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社から提出された昭和46年1月から54年4月までの給料明細表に申立人の氏名を確認することはできない上、A社は平成8年6月\*日に解散し、また、当時の事業主は既に死亡しており、申立期間において、A社又はB社のそれぞれの事業所に勤務していた元従業員から申立人の勤務実態及び保険料控除などについて確認することができない。

さらに、申立人がA社の工場長であったと記憶している従業員は、申立期間において同社に係る事業所別被保険者名簿から確認することができず、また、申立人は、「A社の従業員は入社時に約8人だった。」と述べているが、上記被保険者名簿によれば、申立期間当時の被保険者数は二人であり、事業主は、一部の従業員について厚生年金保険

の加入手続を行わなかった可能性が考えられる。

加えて、申立人から提出された昭和 45 年 4 月分の給料支払明細書からは厚生年金保険料の控除を確認することはできず、また、申立人の雇用保険の加入記録は、資格取得日が昭和 54 年 5 月 7 日であり、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

また、A社及びB社に係る被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、訂正等の形跡は無く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年7月1日まで  
A社(後に、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、引き下げられている。給与明細等はないが、当時は、今ほど景気が悪くなかったので給与が減るのはあまり考えられない。調査して正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

一方、申立人は、申立期間の給与明細書等を保持しておらず保険料控除額を確認することができない上、申立人が勤務していたA社と合併し業務を引き継いだC社も給与明細等の関係資料を処分していることから、申立人の主張する標準報酬月額を確認することができない。

また、被保険者縦覧照会回答票より、平成3年1月から6年7月までにA社に入社した者のうち130人を抽出し、当該期間における標準報酬月額の変動状態を調査した結果、申立人と同様に、資格取得時の標準報酬月額に比し、次の算定時の標準報酬月額が低額となっている者が申立人以外にも17人おり、必ずしも申立人の主張どおりでないことがうかがわれる。

さらに、A社における申立人に係る厚生年金基金加入員記録の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額とすべて一致しており、オンライン記録において、遡及に

より標準報酬月額が訂正が行われた形跡も見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月 21 日から同年 2 月 21 日まで

A社B工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、社内異動はしておらず、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録から、申立人は、申立期間において、C社（現在は、D社及びE社）に勤務していたことは認められるものの、A社B工場において勤務していたことが確認できない。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人は、昭和 54 年 1 月 21 日に同社B工場において資格を喪失しており、当該資格喪失日は、オンライン記録による申立人の厚生年金保険の資格喪失記録と一致している上、同社の人事担当者は、「資格喪失後に給与から保険料を控除することはない。」旨供述している。

さらに、D社の人事担当者は、「当社は昭和 50 年以降の全従業員に係る厚生年金保険の資格得喪の届出書を保管しているが、申立人の届出書は確認することができず、また、資格取得をする前に給与から保険料を控除することはない。」旨供述していることから、A社B工場における申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

加えて、F厚生年金基金の加入記録によると、申立人は、A社B工場において、昭和 53 年 4 月 1 日に厚生年金基金に加入し、54 年 1 月 21 日に脱退後、同年 2 月 21 日に同社B工場において再度加入しており、同年 1 月 21 日から同年 2 月 21 日までの厚生年金基金の加入記録が無い。

そこで、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月 28 日から 58 年 2 月 6 日まで

A事業所（現在は、B事業所）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同事業所の海外長期研修員として海外で継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B事業所の人事担当者による「当時、申立人は、A事業所の従業員の身分のまま、海外長期研修制度で海外に派遣されていた。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B事業所の人事担当者は、「当時、申立人の勤務形態は特別嘱託であり、当該勤務形態の従業員は現在も厚生年金保険に加入させているが、関係資料が残っていないため、当該派遣期間において、申立人が特別嘱託であったか否かは不明である。」旨供述していることから、A事業所における申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、「当時は、特別嘱託の勤務形態で海外長期研修に派遣される従業員は、国内での給与は支給されず、保険料が控除できないため厚生年金保険には加入させていなかった。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

また、A事業所が加入していた健康保険組合の加入記録によると、申立人は、昭和 55 年 4 月 1 日に資格を取得し、56 年 2 月 28 日に資格を喪失後、58 年 2 月 6 日に再度資格を取得しており、これは、オンライン記録による厚生年金保険の被保険者資格得喪日と一致していることが確認できる。

さらに、上記従業員照会において、「申立人と同じ特別嘱託の勤務形態であった際、申立人とほぼ同時期に、海外長期研修制度で海外に派遣された。」旨供述している複数の元従業員は、オンライン記録から、当該派遣期間における厚生年金保険被保険者記録が確認できず、当時、A事業所では、特別嘱託の勤務形態で海外長期研修に派遣される従業員に対して、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月8日から36年2月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和35年7月20日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員は「申立人を覚えていない。」旨供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが確認できない。

また、A社の人事担当者は、「当時の代表者は既に死亡し、申立人の人事記録が無いので、厚生年金保険の届出及び保険料納付は不明である。」旨供述していることから、同社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、複数の元従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人は、昭和35年9月8日に資格を喪失し、「備考」欄において、健康保険証の返納を意味する「証返」が記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 1 日から 57 年 2 月 22 日まで  
A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間を含めて3年間継続して勤務したため、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の取締役総務部長は、「申立人は「昭和 57 年 2 月 22 日入社日：厚生年金資格取得・昭和 58 年 9 月 29 日退職：30 日資格喪失」の社員台帳があり、入社日及び退職日も厚生年金記録と相違ありません。昭和 54 年 3 月から 57 年 2 月まで一切の記録無し。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の資格取得日が、昭和 57 年 2 月 22 日と記録されており、雇用保険の加入記録と一致している。

さらに、申立人が記憶している上司及び3人の同僚に照会を行ったところ、上司からは回答が無く、回答のあった二人の同僚は、申立人を知ってはいるが、具体的な勤務期間は分からない旨供述している。

加えて、複数の従業員に照会を行ったところ、全員が申立人を知らないと言っており、A社における申立人の申立期間の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月1日から同年10月まで  
② 昭和33年3月から34年5月1日まで  
③ 昭和37年7月25日から38年1月まで

A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②及びC社に勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれに勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は昭和32年3月1日から同年10月までの期間、A社に勤務していたと申し立てているところ、申立期間①の一部を含む同年4月10日から33年1月21日までの期間については、別の会社において厚生年金保険の加入記録が確認できる。一方、A社は、昭和32年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の代表者は、既に死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和32年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した従業員3人に、倒産した時期、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の自身の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、覚えていない旨供述している。

さらに、申立人が同僚に挙げた4人のうち二人は既に死亡しており、他の二人のうち一人は所在不明、他の一人は入院中のため照会することができないことから、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、昭和33年3月から34年5月1日までの期間、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年5月1日であり、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社の代表者及び申立人が挙げた同僚は、既に死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿から、昭和34年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した二人に、同社が厚生年金保険に加入する前の厚生年金保険料控除について照会したところ、覚えていない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人は昭和37年7月25日から38年1月までの期間、C社に勤務し、入社してから約3か月後に請負契約に変わり、給与の額が上がった旨申し立てている。

しかし、C社の商業登記簿謄本によると、同社は既に解散している上、代表者及び取締役二人の所在は不明であり、当時、社会保険の手續に従事していた従業員も既に死亡していることから、申立人の申立期間③における勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立期間③当時に、厚生年金保険に加入記録のある従業員3人に照会し、回答のあった二人のうち一人は、製造に従事する従業員は社長に希望を言って給与の手取りが多くなる請負契約に変わった旨供述している。さらに、他の一人は、従業員20人くらいのうち、請負契約が正社員より多く、製造で腕に自信のある者は社長に対し請負契約を希望でき、請負契約となった者が多かった旨供述している。

加えて、申立人が同じ職種であったとする4人の同僚のうち3人は、C社に係る事業所別被保険者名簿に被保険者記録が見当たらない。

これらのことから、C社は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。